昭和二十八年公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六条及び第十条から第十六条までの規定による届出、認可申請及び報告に関する規則を次のように定める。

（用語）

第一条　この規則において使用する用語であって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語と同一のものは、この規則に特段の定めがない限り、法において使用する用語と同一の意味において使用するものとする。

（総資産の額）

第一条の二　法第九条第四項に規定する公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時）後において会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条の規定による募集株式の発行等、同法第二条第一項第二十一号に規定する新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、分割、事業譲受、事業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があった場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。

（会社及びその子会社の総資産の額を合計する方法）

第一条の三　法第九条第四項に規定する公正取引委員会規則で定める方法により合計した額は、会社及びその子会社（法第九条第五項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の総資産の額を合計した額とする。この場合において、これらの会社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計することができるものとする。

2　前項に規定する相殺消去を行うにあたっては、事業年度の末日が親会社（子会社の総株主の議決権の過半数を有する会社をいう。以下この項において同じ。）たる会社の事業年度の末日と異なる子会社が当該親会社たる会社の事業年度の末日において、その総資産の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該子会社の事業年度の末日と当該親会社たる会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあっては、この限りでない。

（会社及びその子会社の事業に関する報告）

第一条の四　法第九条第四項の規定により、会社及びその子会社の事業に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあっては様式第一号による報告書、外国会社にあっては様式第二号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、報告書を提出する会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（新たに設立された持株会社等に関する届出）

第一条の五　法第九条第七項の規定により会社が新たに設立された旨の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、届出書を提出する会社の登記事項証明書を添付しなければならない。

（国内売上高）

第二条　法第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、会社等の最終事業年度における売上高（銀行業及び保険業を営む会社等については経常収益、第一種金融商品取引業を営む会社等については営業収益とする。以下この条、第二条の三第一項及び第二条の五第一項において同じ。）のうち次に掲げる額の合計額（売上値引、戻り高並びに商品に直接課される租税の額に相当する額及び役務の供給を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を含まないものとする。）とする。

一　国内の消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合における当該取引に係る売上高

二　法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人（以下この項において「法人等」という。）が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合において、当該取引に係る商品又は役務が国内において供給されるときにおける当該取引に係る売上高（当該会社等が、当該取引に係る契約の締結時において、当該法人等が当該商品の性質又は形状を変更しないで外国を仕向地としてさらに当該商品を取引すること又は当該法人等の本邦に所在する営業所等に向けて当該商品を送り出すことを把握しているときにおける当該取引に係る売上高

2　前項の規定にかかわらず、会社等が財務諸表提出会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表規則」という。）第八条第二項に規定する財務諸表提出会社をいう。以下この項において同じ。）又は外国の法令に基づく財務計算に関する書類で財務諸表（財務諸表規則第一条第一項第一号に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）に相当するものを作成する会社（以下この項において「外国財務諸表提出会社」という。）である場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって国内売上高とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前項の規定に従い計算した国内売上高と著しく異なることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　会社等が財務諸表提出会社である場合　財務諸表規則第八条の二十九第二項第二号に規定する地域ごとの情報のうち本邦に係る売上高

二　会社等が外国財務諸表提出会社である場合　財務諸表に相当するものに記載される売上高のうち国内売上高に相当するもの

3　会社等は、第一項各号の規定による売上高を計算することができない場合においては、同項の規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、同項の規定の趣旨及び一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に基づくものであって、同項の規定とは異なる計算方法により国内売上高を計算することができる。

（企業結合集団の国内売上高合計額）

第二条の二　法第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める会社の国内売上高と当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等の国内売上高を合計する方法は、当該会社の属する企業結合集団に属する会社等のそれぞれの国内売上高を合計する方法とする。

2　前項の規定により国内売上高合計額を計算する場合においては、当該企業結合集団に属する会社等相互間の取引に係る国内売上高について相殺消去をして合計することができる。

3　前項に規定する相殺消去をするにあたっては、事業年度の末日が会社の最終親会社（親会社（法第十条第七項に規定する親会社をいう。以下この項において同じ。）であって他の会社の子会社（法第十条第六項に規定する子会社をいう。以下この項、次条第一項、第二条の四第一項及び第三項、第二条の五第一項、第二条の七第四号及び第五号並びに第二条の九第三項第一号において同じ。）でないものをいい、当該会社に親会社がない場合においては、当該会社をいう。以下この項、第二条の六第二項第四号、第五条第三項第五号、第五条の二第四項第五号、第五条の三第三項第五号及び第六条第二項第五号において同じ。）の事業年度の末日と異なる子会社が当該最終親会社の事業年度の末日において、その国内売上高の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該子会社の事業年度の末日と当該最終親会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあっては、この限りでない。

第二条の三　前条の規定にかかわらず、当該企業結合集団に属する会社等のうちに連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において同じ。）又は外国の法令に基づく財務計算に関する書類で連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第一号に規定する連結財務諸表をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において同じ。）に相当するも

の（以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表」という。）を作成する会社（以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表提出会社」という。）がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて国内売上高合計額とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前条の規定に従い計算した国内売上高合計額と著しく異なることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（第三号に規定する場合を除く。）　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表における連結本邦売上高（連結財務諸表規則第十五条の二第二項第二号に規定する地域ごとの情報のうち本邦に係る売上高をいう。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）をそれぞれ合計した額

ロ　当該企業結合集団に属する会社等であつて当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の連結会社（連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結会社をいう。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）のいずれでもないもの（連結財務諸表規則第五条第一項ただし書各号及び第二項に該当するものを除く。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）の国内売上高を合計した額

二　当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の作成する外国連結財務諸表に記載される当該外国連結財務諸表提出会社の外国における連結会社に相当するもの（以下この項及び第二条の五第一項において「外国連結会社」という。）の売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額に相当するものをそれぞれ合計した額

ロ　当該企業結合集団に属する会社等であつて当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないもの（外国における連結財務諸表規則第五条第一項ただし書各号及び第二項に該当するものに相当するものを除く。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）の国内売上高を合計した額

三　当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないもの及び一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合　次に掲げる額の合計額

イ　当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表における連結本邦売上高を合計した額

ロ　当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の作成する外国連結財務諸表に記載される当該外国連結財務諸表提出会社の外国における連結会社に相当するものの国内売上高を合計した額

ハ　当該企業結合集団に属する会社等であつて当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の連結会社のいずれでもないもの及び当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないものの国内売上高を合計した額

2　前項の規定により国内売上高合計額を計算する場合には、当該企業結合集団に属する会社等相互間の取引に係る国内売上高について相殺消去をして合計することができる。

3　前項に規定する相殺消去をするにあたつては、当該企業結合集団に属する会社等のうち、事業年度の末日が連結財務諸表提出会社等（第一項の規定に基づく国内売上高合計額の計算に用いる連結財務諸表を作成した連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表を作成した外国連結財務諸表提出会社をいい、同項の規定に基づく当該企業結合集団の国内売上高合計額の計算をするために二以上の連結財務諸表又は外国連結財務諸表を用いようとする場合にあつては、そのうちいずれか一の連結財務諸表を作成した連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表を作成した外国連結財務諸表提出会社をいう。以下この項において同じ。）の事業年度の末日と異なるものが、当該連結財務諸表提出会社等の事業年度の末日において、その国内売上高の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該連結財務諸表提出会社等の事業年度の末日と当該企業結合集団に属する会社等の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。

（他の会社の国内売上高及び当該他の会社の子会社の国内売上高を合計した額）

第二条の四　法第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める他の会社の国内売上高及び当該他の会社の子会社の国内売上高を合計する方法は、他の会社及び当該他の会社の子会社（次項及び次条において「他の会社等」という。）のそれぞれの国内売上高を合計する方法とする。

2　前項の規定により他の会社等の国内売上高を合計した額を計算する場合には、当該他の会社等相互間の取引に係る国内売上高について相殺消去をして合計することができる。

3　前項に規定する相殺消去をするにあたつては、事業年度の末日が他の会社の事業年度の末日と異なる当該他の会社の子会社が当該他の会社の事業年度の末日において、その国内売上高の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該他の会社の子会社の事業年度の末日と当該他の会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。

第二条の五　前条の規定にかかわらず、当該他の会社等のうちに連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表提出会社がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて当該他の会社等の国内売上高を合計した額とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前条の規定に従い計算した当該他の会社等の国内売上高を合計した額と著しく異なることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　当該他の会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（第三号に規定する場合を除く。）　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表における連結本邦売上高をそれぞれ合計した額

ロ　当該他の会社等であつて当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないものの国内売上高を合計した額

二　当該他の会社等のうちに一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の作成する外国連結財務諸表に記載される当該外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社の売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額に相当するものをそれぞれ合計した額

ロ　当該他の会社等であつて当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないものの国内売上高を合計した額

三　当該他の会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないもの及び一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合　次に掲げる額の合計額

イ　当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表における連結本邦売上高をそれぞれ合計した額

ロ　当該他の会社等であつて当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないものの国内売上高を合計した額

ハ　当該他の会社等であつて当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の連結会社のいずれでもないもの及び当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないものの国内売上高を合計した額

2　前項の規定により他の会社等の国内売上高を合計した額を計算する場合には、当該他の会社

等相互間の取引に係る国内売上高について相殺消去をして合計することができる。

3　前項に規定する相殺消去をするにあたつては、当該他の会社等のうち、事業年度の末日が連結財務諸表提出会社等（第一項の規定に基づく当該他の会社等の国内売上高を合計した額の計算に用いる連結財務諸表を作成した連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表を作成した外国連結財務諸表提出会社をいい、同項の規定に基づく当該他の会社等の国内売上高を合計した額を計算するために二以上の連結財務諸表又は外国連結財務諸表を用いようとする場合にあつては、そのうちいずれか一の連結財務諸表を作成した連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表を作成した外国連結財務諸表提出会社をいう。以下この項において同じ。）の事業年度の末日と異なるものが、当該連結財務諸表提出会社等の事業年度の末日において、その国内売上高の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該連結財務諸表提出会社等の事業年度の末日と当該他の会社等の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。

（株式の取得に関する計画の届出）

第二条の六　法第十条第二項の規定により株式の取得に関する計画を届け出ようとする者は、様式第四号（同条第五項の規定により適用される同条第二項の規定により株式の取得に関する計画を届け出ようとする者にあつては様式第五号）による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、合併又は分割をすることにより、株式取得会社が株式発行会社の株式の取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社以外の会社等（法第十条第二項に規定する当該株式取得会社以外の会社等をいう。）が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が法第十条第二項の政令で定める数値を超えることとなる場合において、法第十五条第二項の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている合併に関する計画又は法第十五条の二第二項の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている共同新設分割に関する計画若しくは法第十五条の二第三項の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている吸収分割に関する計画において当該株式の取得に関する事項を記載したときは、その合併に関する計画又は共同新設分割に関する計画若しくは吸収分割に関する計画を届け出ることをもつて当該株式の取得に関する計画の届出書の提出に代えることができる。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　株式の取得に関する契約書の写又は意思決定を証するに足りる書類

二　届出会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書

三　株式の取得に関し株主総会の決議又は総社員の同意があつたときには、その決議又は同意の記録の写

四　届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいい、外国におけるこれに相当するものを含む。第五条第三項第五号、第五条の二第四項第五号、第五条の三第三項第五号及び第六条第二項第五号において同じ。）その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

（株式取得会社があらかじめ届出を行うことが困難と認められる場合）

第二条の七　法第十条第二項ただし書に規定する公正取引委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　株式の分割又は併合により発行される株式の取得をしようとする場合

二　会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式の取得をしようとする場合

三　会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式の取得をしようとする場合

四　会社の子会社でない投資事業有限責任組合（外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの（以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。）を含む。）の有限責任組合員（投資事業有限責任組合類似団体の構成員を含む。）となり、組合財産（投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。）として株式の取得をしようとする場合（当該有限責任組合員が、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が行う投資判断を実質的に決定していると認められるときを除く。）

五　会社の子会社でない民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの（以下この号において「民法組合類似団体」という。）を含み、一人又は数人の組合員（民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。）となり、組合財産（民法組合類似団体の財産を含む。）として株式の取得をしようとする場合（当該組合の業務の執行を委任された者が行う投資判断を実質的に決定していると認められるときを除く。）

六　金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社が、委託者又は受益者となり議決権を行使できる又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合であつて、金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この号において同じ。）と投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）を締結し、受託者に他の会社の株式を取得させようとするとき（当該会社が、当該投資一任契約の相手方である金融商品取引業者等が行う投資判断を実質的に決定していると認められるときを除く。）

七　金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社が、委託者又は受益者となり議決権を行使できる又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合であつて、受託者と委託者又は受益者のために受託者が投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行うことを内容とする信託契約（信託財産の運用方法が特定されていないものに限る。）を締結し、受託者に他の会社の株式を取得させようとするとき（当該会社が、当該信託契約の相手方である受託者が行う投資判断を実質的に決定していると認められるときを除く。）

（株式取得会社が委託者として行使できる金銭の信託に係る議決権等から除かれるもの）

第二条の八　法第十条第三項に規定する公正取引委員会規則で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第十条の規定により、会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下この条において同じ。）としてその行使について指図を行う株式に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により会社が投資信託委託会社に相当するものとしてその行使について指図を行う株式に係る議決権とする。

（子会社及び親会社）

第二条の九　法第十条第六項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、同項に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2　法第十条第七項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、会社が同項に規定する会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社とする。

3　前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。この場合において、他の会社等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合及び特定組合類似団体である場合におけるこの項の規定の適用については、「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「所有している議決権」とあるのは「所有している業務執行を決定する権限」と、「の数の割合が百分の五十を超えている場合」とあるのは「の割合が百分の五十を超えている場合」と、「数の割合が百分の四十」とあるのは「割合が百分の四十」と、「自己所有等議決権数」とあるのは「自己所有等業務執行決定権限」と、「議決権の数の合計数」とあるのは「業務執行を決定する権限の合計」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」とする。

一　他の会社等（次に掲げる会社等であつて有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。次号及び第三号において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社を含む。次号及び第三号において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
　イ　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
　ロ　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
　ハ　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
　ニ　その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
　イ　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
　(1)　自己の計算において所有している議決権
　(2)　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
　(3)　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
　ロ　他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。
　(1)　自己の役員
　(2)　自己の業務を執行する役員
　(3)　自己の使用人
　(4)　(1)から(3)までに掲げる者であつた者
　ハ　自己が他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。次号において同じ。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。次号において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
　ニ　他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
　ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
三　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合。この場合において、他の会社等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合及び特定組合類似団体であるときは、資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額の割合を考慮しないものとする。

（法第十一条第一項ただし書に規定する公正取引委員会の認可の申請）

第三条　法第十一条第一項ただし書の規定により国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあつては、百分の十。次条において同じ。）を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有についての認可を受けようとする者は、様式第六号による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の認可申請書には、当該議決権に係る株式を発行した会社の定款、最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（法第十一条第二項に規定する公正取引委員会の認可の申請）

第四条　法第十一条第二項の規定により、国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとする場合における議決権の保有についての認可を受けようとする者は、様式第七号による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の認可申請書には、当該議決権に係る株式を発行した会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（合併に関する計画の届出）

第五条　法第十五条第二項の規定により合併に関する計画を届け出ようとする者は、様式第八号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の届出書は、当事者の連名で提出しなければならない。

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　届出会社（合併当事会社のすべてをいう。以下この項において同じ。）の定款
二　合併契約書の写
三　届出会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びに総株主の議決権の百分の一を超えて保有するものの名簿
四　合併に関し株主総会の決議又は総社員の同意があつたときは、その決議又は同意の記録の写
五　届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

（分割に関する計画の届出）

第五条の二　法第十五条の二第二項の規定により共同新設分割に関する計画を届け出ようとする者は、様式第九号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　法第十五条の二第三項の規定により吸収分割に関する計画を届け出ようとする者は、様式第十号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

3　前二項の届出書は、当事者の連名で提出しなければならない。

4　第一項及び第二項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　届出会社（分割の当事会社すべてをいう。以下この項において同じ。）の定款
二　分割計画書又は分割契約書の写
三　届出会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びに総株主の議決権の百分の一を超えて保有するものの名簿
四　分割に関し株主総会の決議又は総社員の同意があつたときには、その決議又は同意の記録の写
五　届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

（共同株式移転に関する計画の届出）

第五条の三　法第十五条の三第二項の規定により共同株式移転に関する計画を届け出ようとする者は、様式第十一号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の届出書は、当事者の連名で提出しなければならない。

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　届出会社（共同株式移転当事会社のすべてをいう。以下この項において同じ。）の定款
二　共同株式移転計画書又は共同株式移転契約書の写
三　届出会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びに総株主の議決権の百分の一を超えて保有するものの名簿
四　共同株式移転に関し株主総会の決議があつたときには、その決議の記録の写
五　届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

（事業等の譲受けに関する計画の届出）

第六条　法第十六条第二項の規定により事業又は事業上の固定資産の譲受け（以下「事業等の譲受け」という。）に関する計画を届け出ようとする者は、様式第十二号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　届出会社及び相手会社の定款
二　当該行為に関する契約書の写
三　届出会社及び相手会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びに総株主の議決権の百分の一を超えて保有するものの名簿

四　当該行為に関し株主総会の決議又は総社員の同意があったときは、その決議又は同意の記録の写
五　届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

（届出受理書の交付等）

第七条　公正取引委員会は、第二条の六又は前四条の規定による届出書（以下「企業結合届出書」という。）を受理したときは、届出会社に対し、様式第十三号、様式第十四号、様式第十五号、様式第十六号、様式第十七号又は様式第十八号による届出受理書を交付するものとする。

2　公正取引委員会は、第二条の六又は前四条の規定による届出書類の記載事項が欠けている場合は、届出会社に対し、当該届出書類の訂正を命じたうえ前項の届出受理書を交付することができる。

3　届出会社は、届出後株式の取得をした日又は合併、分割、株式移転若しくは事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載事項に変更があった場合（次項に規定する場合を除く。）は、遅滞なく、様式第十九号、様式第二十号、様式第二十一号、様式第二十二号、様式第二十三号又は様式第二十四号による変更報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

4　届出会社は、届出後株式の取得をした日又は合併、分割、株式移転若しくは事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載事項に重要な変更があった場合は、改めて第二条の六、第五条、第五条の二、第五条の三及び第六条の規定による届出書類を公正取引委員会に提出しなければならない。

5　届出会社は、株式の取得をした日又は合併、分割、株式移転若しくは事業等の譲受けの効力が生じたときは、様式第二十五号、様式第二十六号、様式第二十七号、様式第二十八号、様式第二十九号又は様式第三十号による完了報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

（意見書及び資料の提出）

第七条の二　届出会社は、公正取引委員会が企業結合届出書を受理した日から法第五十条第一項又は第九条の規定による通知を行う日までの間、いつでも、公正取引委員会に対し、意見書又は審査に必要と考える資料を提出することができる。

（報告等要請書及び報告等受理書の交付）

第八条　公正取引委員会は、届出会社に対し、法第十条第九項（法第十五条第三項、法第十五条の二第四項、法第十五条の三第三項及び法第十六条第三項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する必要な報告、情報又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求めるときは、様式第三十一号、様式第三十二号、様式第三十三号、様式第三十四号、様式第三十五号又は様式第三十六号による報告等要請書を交付するものとする。この場合において、当該報告等要請書には、報告等を求める趣旨を記載するものとする。

2　公正取引委員会は、届出会社から法第十条第九項に規定する報告等を受理したときは、届出会社に対し、様式第三十七号、様式第三十八号、様式第三十九号、様式第四十号、様式第四十一号又は様式第四十二号による報告等受理書を交付するものとする。

（排除措置命令を行わない旨の通知）

第九条　公正取引委員会は、企業結合届出書に係る株式の取得、合併、分割、株式移転又は事業等の譲受けについて法第五十条第一項の規定による通知をしないこととしたとき（当該企業結合届出書に係る株式の取得、合併、分割、株式移転又は事業等の譲受けに関し、法第四十八条の三第三項の排除措置計画の認定をしたときを除く。）は、届出会社に対し、様式第四十三号、様式第四十四号、様式第四十五号、様式第四十六号、様式第四十七号又は様式第四十八号による通知書を交付するものとする。

（文書の証明）

第十条　この規則で定める様式による報告書、届出書又は申請書を公正取引委員会に提出する場合には、これらの文書が真正に作成されたものであること及びその内容が真正であることを証する書類を添付しなければならない。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　昭和二十四年公正取引委員会規則第一号は、廃止する。

附　則（昭和四〇年六月一五日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、事業年度終了の日又は役員の地位を兼ねることとなった日が昭和四十年七月一日以後である場合における株式に関する報告書及び役員の地位を兼ねることとなった旨の届出書から適用する。

附　則（昭和四〇年九月一日公正取引委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四六年四月一二日公正取引委員会規則第一号）抄

1　この規則は、昭和四十六年五月一日から施行する。

附　則（昭和四七年九月九日公正取引委員会規則第五号）

この規則は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附　則（昭和五二年一二月二日公正取引委員会規則第五号）

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六十三号）の施行の日（昭和五十二年十二月二日）から施行する。

附　則（昭和五五年九月一六日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附　則（昭和五六年一〇月二〇日公正取引委員会規則第五号）

この規則は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

附　則（平成元年四月二七日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二年三月二七日公正取引委員会規則第一号）

1　この規則は、平成二年四月一日から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成六年一月一七日公正取引委員会規則第一号）

1　この規則は、平成六年二月一日から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

3　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成七年四月二六日公正取引委員会規則第二号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

3　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成九年一二月一二日公正取引委員会規則第四号）抄

1　この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十七号）の施行の日（平成九年十二月十七日）から施行する。

3　改正前の様式第一号から様式第十六号については、当分の間、それぞれ改正後の様式第五号から第二十号に代えて使用することができる。

4　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年五月二九日公正取引委員会規則第二号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　役員の兼任又は会社以外の者による株式所有であってこの規則の施行前にしたものに係る届出又は報告書の提出については、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年六月二四日公正取引委員会規則第三号）

1　この規則は、平成十一年一月一日から施行する。

2　改正前の様式第四号から様式第六号については、当分の間、それぞれ改正後の様式第三号から様式第五号に代えて使用することができる。

3　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一三年二月一六日公正取引委員会規則第一号）

この規則は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附　則（平成一三年九月二六日公正取引委員会規則第六号）

1　この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成一四年三月二五日公正取引委員会規則第一号）

1　この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成一四年一一月一三日公正取引委員会規則第六号）

1　この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十七号）の施行の日（平成十四年十一月二十八日）から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。ただし、改正前の様式第一号から様式第三号までについては、持株会社が使用する場合に限る。

附　則（平成一六年四月一日公正取引委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年三月七日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年四月二八日公正取引委員会規則第九号）

1　この規則は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成一九年九月二八日公正取引委員会規則第三号）

1　この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成二一年一月五日公正取引委員会規則第一号）

1　この規則は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成二一年一〇月三〇日公正取引委員会規則第一三号）

1　この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

2　改正前の様式第一号から様式第三号及び様式第六号については、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成二三年四月二八日公正取引委員会規則第二号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項（同条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定による届出に係る最終事業年度が平成二十二年四月一日前に開始したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成二三年六月二四日公正取引委員会規則第三号）

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

附　則（平成二七年一月二一日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附　則（平成二七年三月三一日公正取引委員会規則第四号）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成二九年一月二五日公正取引委員会規則第三号）

この規則は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。

附　則（平成三〇年七月一八日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年五月一〇日公正取引委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年六月二八日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附　則（令和二年一二月二五日公正取引委員会規則第七号）

この規則は、令和二年十二月二十五日から施行する。

附　則（令和六年三月二七日公正取引委員会規則第一号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

様式第1号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

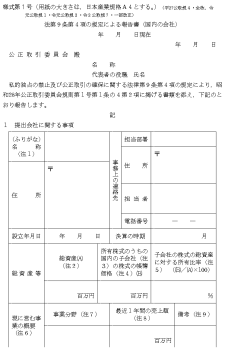

様式第１号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）（平成10年度は４・金曜、令和2年度は１・水曜以降は１・１開設）

独禁令条項４項の規定による報告書（国内の会社）

年　月　日現在

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称

代表者の役職　氏名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条第４項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第１号第１条の４第２項に掲げる事項を届け、下記のとおり報告します。

記

1　提出会社に関する事項

(ふりがな) 名　称 （注１）		本邦における主たる事務所の所在地	担当部署	
			住　所	〒
住　所	〒		担当者	
			電話番号	― ―
設立年月日	年　月　日	決算の時期		月
総資産等	総資産(A) （注２）	所有株式のうちの国内の子会社（注３）の株式の簿価 簿価（注４）(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率（注５） (B)/(A)×100	
	百万円	百万円		%
現に営む事業の概要（注６）	事業分野（注７）	最近１年間の売上額（注８）	備考（注９）	
		百万円		

様式第１号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）（平成10年度は４・金曜、令和2年度は１・水曜以降は１・１開設）

独禁令条項４項の規定による報告書（国内の会社）

年　月　日現在

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称

代表者の役職　氏名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条第４項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第１号第１条の４第２項に掲げる事項を届け、下記のとおり報告します。

記

1　提出会社に関する事項

(ふりがな) 名　称 （注１）		本邦における主たる事務所の所在地	担当部署	
			住　所	〒
住　所	〒		担当者	
			電話番号	― ―
設立年月日	年　月　日	決算の時期		月
総資産等	総資産(A) （注２）	所有株式のうちの国内の子会社（注３）の株式の簿価 簿価（注４）(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率（注５） (B)/(A)×100	
	百万円	百万円		%
現に営む事業の概要（注６）	事業分野（注７）	最近１年間の売上額（注８）	備考（注９）	
		百万円		

報告の区分（注10）	1　前期分提出 2　変更提出 3　以前に提出　→　前回提出年月　　年　　月

注1　前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

2　総資産は、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条のｲの規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。

3　子会社とは、法第9条第5項の規定により子会社として扱われているものをいう。

4　株式の保有状況には、会社会社、合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。

5　子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下3桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載すること。

6　現に営む事業の概要は、提出会社が株式所有以外に事業を営んでいない場合には、記載を要しない。

7　事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（3桁分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、提出会社の過去1年間の売上額が最も多いものを記載すること。ただし、当該事業分野における提出会社の過去1年間の売上額が5000億円未満である場合又は当該事業分野全体の過去1年間の売上額が9000億円以下である場合には、記載を要しない。

8　過去1年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。

9　国有種には、記載する事業分野において、提出会社の全国における市場占有率（シェア）が50%以上である場合又は10%以上であると推定される場合に同をｲすること。当該推定にあたっては、政府が作成した統計の最近に公表された情報を用いることができる。

10　該当する番号を○で囲み、3に該当する場合には前回の提出年月を記載すること。

2　国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については、該当する□にﾚ印をｲすること。

提出会社が全資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には、当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

(1)　子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が所有しているかを含む。以下同じ。）が50%超である国内の会社）に関する事項（注1）

番号	子会社名（注2）	総資産（注3）	事業分野（注4）	過去1年間の売上額（注5）	備考（注6）
		百万円		百万円	

注1　連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第1号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）以外の子会社であり、かつ、持分法適用会社（同条第6号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第4号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第7号に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）以外の子会社については、記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社である子会社のみを記載した場合は、その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。また、総資産が3000億円以下であり、かつ、次のいずれかに該当する子会社についても記載を省略することができる。

①　当該子会社の過去1年間の売上額が最も多い事業分野において、当該売上額が600億円未満である子会社

②　当該子会社が属する事業分野において、事業分野全体の過去1年間の売上額が9000億円以下である子会社

2　子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。また、前回提出した報告書において子会社として記載されなかった子会社名の冒頭には、○をｲすること。なお、子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には、旧名称を付記すること。

3　総資産は、当該子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、当該子会社の総資産が3000億円以下である場合には、記載を要しない。

4　事業分野の分類及び記載方法については、1の注7と同様とする。ただし、当該子会社の過去1年間の総売上額に占める当該事業分野における過去1年間の売上額の割合が75%未満である場合には、記載を要しない。

5　過去1年間の売上額については、1の注8と同様とする。

6　国有種については、1の注9と同様とする。

(2)　実質子会社（提出会社の議決権保有比率が25%超50%以下であり、かつ、提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無（注1）

□　無　→　3へ

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名（注2）	総資産（注3）	総売上額（注4）
		百万円	百万円

注1　連結子会社以外の実質子会社であり、かつ、持分法適用会社以外の実質子会社については、記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社である実質子会社のみを記載した場合は、その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。また、総資産が3000億円以下であり、かつ、総売上額が600億円未満である実質子会社についても記載を省略することができる。

2　実質子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。また、前回提出した報告書において実質子会社として記載されなかった実質子会社名の冒頭には、○をｲすること。なお、実質子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には、旧名称を付記すること。

3　総資産については、1の注3と同様とする。

4　総売上額は、当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、総売上額が600億円未満である場合には、記載を要しない。

3　提出会社グループに関する事項

(1)　提出会社及び子会社の総資産の合計額（注1）	百万円
(2)　提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額（注2）	百万円

注1　国内の会社に係るものに限る。また、提出会社及び連結子会社又は持分法適用会社である子会社の総資産の合計額が、社会的な信頼及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和28年政令第317号）第15条の規定による額を超える場合には、当該総資産の合計額を記載することができる。当該総資産の合計額を記載した場合は、その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。

なお、計算方法は、以下に掲げるｽ通りのいずれかとする（採用したｲ算方法の番号を金額の冒頭にｲけるものとする。）。

①　提出会社及び子会社の総資産の合計額

②　提出会社及び子会社の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

2　国内の会社に係るものに限る。また、提出会社、連結子会社又は持分法適用会社である子会社及び連結子会社又は持分法適用会社である実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額が10兆円以下又は当該総資産の合計額が10兆円を超える場合には、当該総資産の合計額を記載することができる。当該総資産の合計額を記載した場合は、その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。

なお、計算方法は、以下に掲げるｽ通りのいずれかとする（採用したｲ算方法の番号を金額の冒頭にｲけるものとする。）。

①　提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額

②　提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

4　その他参考となるべき事項

様式第２号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第２号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平成10年規則４・全改，令元公取規１・令元公取規３・令５公取規７・一部改正）

独禁９条第４項の規定による報告書（外国会社）

年　月　日現在

年　月　日

公正取引委員会殿

名　称

代表者の役職　氏名

（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条第４項の規定により，昭和25年公正取引委員会規則第１号第１条の４第２項に掲げる書類を提出，下記のとおり報告します。

記

１　提出会社に関する事項

（ふりがな）名称及び住所（注１）			日本国内の主たる営業所又は代表所等の名称及び所在地	〒
			事務上の連絡先，電話番号及び担当者	〒
国籍等	国籍	設立準拠法	設立年月日	決算の時期
現に営む事業の概要（注２）				
総資産等（注３）	総資産(A)（注４）	所有株式のうちの国内子会社（注５）の株式の総簿価格（注６）(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率（注７）(B)／(A)×100	
	（邦貨換算　百万円）換算率	（邦貨換算　百万円）		%
我が国における事業の概要（注８）	事業分野（注９）	最近１年間の売上額（注10）	備考（注11）	
		百万円		
報告の状況（注12）	１　前期分提出 ２　新規提出 ３　以前に提出　→　前回提出年月　　年　　月			

記１　前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

２　現に営む事業の概要は，我が国において営んでいない事業も含め，事業内容が分かるように具体的に記載すること。

３　換算率は，決算日の為替相場によること。

４　邦貨に換算した額については，百万円未満を切り捨てて記載すること。なお，提出会社単独の総資産の総資産に占めるその比率ならい等の合理的な場合には，提出会社又はその親会社の連結決算書における総資産をもって代えることができる。この場合には，連結決算書における総資産であることを注記すること。

５　子会社とは，法第９条第５項の規定により会社の子会社として定義されているものをいう。

６　株式の簿価算出には，合名会社，合資会社又は合同会社である子会社に対する総資金額を含めること。なお，邦貨に換算した額については，百万円未満を切り捨てて記載すること。

７　子会社の株式の総資産に対する所有比率は，小数点以下３桁を四捨五入し，小数点以下１桁まで記載すること。

８　我が国における事業の概要は，提出会社が我が国において事業を営んでいない場合には，記載を要しない。

９　事業分野の分類は，日本標準産業分類の小分類（３桁分類）に準拠するものとする。また，事業分野については，提出会社の属する事業分野のうち，提出会社の最近１年間の売上額が最も多いものを記載すること。ただし，当該事業分野における提出会社の最近１年間の売上額が500億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近１年間の売上額が8000億円以下である場合には，記載を要しない。

10　最近１年間の売上額は，記載する事業分野における売上額を，百万円未満を切り捨てて記載すること。

11　備考欄には，記載する事業分野において，提出会社の全国における市場占有率（シェア）が50％以上である場合又は10％以上であると推定される場合にその旨を付すること。当該推定に当たっては，外部が作成した統計の数値に公表された情報を用いることができる。

12　該当する番号を○で囲み，３に該当する場合には前回の提出年月を記載すること。

２　国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については，該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には，当該会社につ

いては「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

(I)　子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有しているものを含む。以下同じ。）が50％超である国内の会社）に関する事項（注１）

番号	子会社名（注２）	総資産（注３）	事業分野（注４）	最近１年間の売上額（注５）	備考（注６）
		百万円		百万円	

記１　連結子会社（連結財務諸表の規則，様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第４号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）に相当する会社以外の子会社であり，かつ，持分法適用会社（同条第６号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第４号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第７号に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）に相当する会社以外の子会社については，記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社に相当する子会社のみを記載した場合は，その旨を「４　その他参考となる事項」に記載すること。また，総資産が3000億円以下であり，かつ，次のいずれかに該当する子会社については，記載を省略することができる。

①　当該子会社の最近１年間の売上額が最も多い事業分野において，当該売上額が500億円未満である子会社

②　当該子会社が属する事業分野において，事業分野全体の最近１年間の売上額が8000億円以下である子会社

２　子会社の記載順は，総資産の大きい順とする。また，前回提出した報告書において子会社として記載されなかった子会社名の冒頭には，○を付すること。なお，子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には，旧名称を付記すること。

３　総資産は，当該子会社の最終の決算日の時点のものを，百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし，当該子会社の総資産が3000億円以下である場合には，記載を要しない。

４　事業分野の分類及び記載方法については，１の注９と同様とする。ただし，当該子会社の最近１年間の総売上額に占める当該事業分野における最近１年間の売上額の割合が50％未満である場合には，記載を要しない。

５　最近１年間の売上額については，１の注10と同様とする。

６　備考欄については，１の注11と同様とする。

(II)　実質子会社（提出会社の議決権保有比率が35％超50％以下であり，かつ，提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同等の権利を有する者を除く。）国内の会社）の年齢（注１）

□　無　→　３へ

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名（注２）	総資産（注３）	総売上額（注４）
		百万円	百万円

記１　連結子会社に相当する会社以外の実質子会社であり，かつ，持分法適用会社に相当する会社以外の実質子会社については，記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社に相当する実質子会社のみを記載した場合は，その旨を「４　その他参考となる事項」に記載すること。また，総資産が3000億円以下であり，かつ，総売上額が500億円未満である実質子会社については記載を省略することができる。

２　実質子会社の記載順は，総資産の大きい順とする。また，前回提出した報告書において実質子会社として記載されなかった実質子会社名の冒頭には，○を付すること。なお，実質子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には，旧名称を付記すること。

３　総資産については，(I)の注３と同様とする。

４　総売上額は，当該実質子会社の最終の決算日の時点のもの を，百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし，総売上額が500億円未満である場合には，記載を要しない。

３　提出会社グループに関する事項

(I)　提出会社及び子会社の総資産の合計額（注１）	百万円
(II)　提出会社，子会社及び実質子会社（これら の会社のうち，総資産又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額（注２）	百万円

記１　国内の会社に係るものに限る。また，提出会社及び連結子会社又は持分法適用会社に相当する子会社の総資産の合計額が，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）第15条の規定による

額を超える場合には、当該総資産の合計額を記載することができる。当該総資産の合計額を記載した場合は、その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。

なお、計算方法は、以下に掲げる3通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付けるものとする。）。

① 提出会社及び子会社の総資産の合計額

② 提出会社及び子会社の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

2　国内の会社に係るものに限る。また、提出会社、連結子会社又は持分法適用会社に相当する子会社及び連結子会社又は持分法適用会社に相当する関係子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額が10億円以下又は当該総資産の合計額が15億円を超える場合には、当該総資産の合計額を記載することができる。当該総資産の合計額を記載した場合は、その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。

なお、計算方法は、以下に掲げる3通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付けるものとする。）。

① 提出会社、子会社及び関係子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額

② 提出会社、子会社及び関係子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

4　その他参考となるべき事項

様式第３号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第３号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）（第21条関係１・金商、令第２条関係１・令第２条関係１・一部改正）

法第９条第７項の規定による届出書

年　月　日

公 正 取 引 委 員 会　殿

名　称

代表者の役職　氏名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条第７項の規定により、昭和25年公正取引委員会規則第１号第１条から第５項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1　提出会社に関する事項

（ふりがな）名称			担当部署		
住　所	〒		事務所（支店）の所在地	〒 住　所	
				担当者	
				電話番号	―　―
設立年月日	年　月　日		決算の時期		月
総資産等	総　資　産(注1)	持株株式のうち国内の子会社（注2）の株式の帳簿価額（注3）(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率（注4）(B)／(A)×100		事業分野（注5）
	百万円	百万円	%		

（注1）総資産は、昭和25年公正取引委員会規則第１号第１条の３の規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。

2　子会社とは、法第９条第５項の規定により子会社として定義されているものをいう。

3　持株式の帳簿価額には、会長会社、会管会社又は台湾会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。

4　子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下３桁を四捨五入し、小数点以下１桁までを記載すること。

5　事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（３桁分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、

提出会社の定款上最も重要と考えられるものを記載すること。ただし、提出会社が、株式所有以外に事業を営むことを予定していない場合又は当該事業分野全体の過去１年間の売上額が5000億円以下である場合には、記載を要しない。

2　国内の子会社及び関係子会社に関する事項

□印のついた欄については、該当する□に○印を付けること。

提出会社が会管会社又子会社又は関係子会社に対する場合には、当該会社については「環境保保証率」を「出資比率」と読み替えることとする。

(1)　子会社（提出会社の環境保保証率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が50%超である国内の会社）に関する事項（注1）

番号	子会社名（注2）	総　資　産（注3）	事業分野（注4）	過去1年間の売上額（注5）	備　考（注6）
		百万円		百万円	

（注1）連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第４号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）以外の子会社であり、かつ、持分法適用会社（同条第６号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第４号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第７号に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）以外の子会社については、記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社である子会社のみを記載した場合は、その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。また、総資産が5000億円以下であり、かつ、次のいずれかに該当する子会社についても記載を省略することができる。

①　当該子会社の過去１年間の売上額が最も多い事業分野において、当該売上額が5000億円未満である子会社

②　当該子会社が属する事業分野において、事業分野全体の過去１年間の売上額が5000億円以下である子会社

2　子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。

3　総資産は、当該子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、当該子会社の総資産が5000億円以下である場合には、記載を要しない。

4　事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（３桁分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、当該子会社の属する事業分野のうち、当該子会社の過去１年間の売上額の多いもの（未営業の場合には、定款上最も重要と考えられるもの）を記載すること。ただし、当該事業分野における当該子会社の過去１年間の売上額が500億円未満である場合又は当該事業分野全体の過去１年間の売上額が5000億円以下である場合には、記載を要しない。また、当該子会社の過去１年間の総売上額に占める当該事業分野における過去１年間の売上額の割合が25%未満である場合には、記載を要しない。

5　過去１年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。

6　備考欄には、記載する事業分野において、当該子会社の全国における市場占有率（シェア）が10%以上である場合又は30%以上であると推定される場合にレ印を付けること。当該推定に当たっては、政府が作成した統計の最近に公表された情報を用いることができる。

(2)　関係子会社（提出会社の環境保保証率が25%超50%以下であり、かつ、提出会社の環境保保証率が最も高い（他に関係の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無（注1）

□　無　→　記載不要

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	関係子会社名（注7）	総　資　産（注3）	総　売　上　額（注4）
		百万円	百万円

（注1）連結子会社以外の関係子会社であり、かつ、持分法適用会社以外の関係子会社については、記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社である関係子会社のみを記載した場合は、その旨を「4　その他参考となるべき事項」に記載すること。また、総資産が5000億円以下であり、かつ、総売上額が600億円未満である関係子会社についても記載を省略することができる。

2　関係子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。

3　総資産については、(1)の注3と同様とする。

4　総売上額は，当該被買子会社の最終の決算日の時点のもので，百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし，総売上額が500億円未満である場合には，記載を要しない。なお，未営業の場合は，その旨を記載すること。

様式第４号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第４号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取委規則１・全改，令元公取委規則１・令５公取委規則７・一部改正）

株式取引届出書

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第１号第３条の６第３項に掲げる事項を届け，下記のとおり届け出ます。

記

1　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名　称 (国　籍)	(　　)	事務の連絡先	担当部署
			所在地　〒
設立準拠法			担当者
国内売上高合計額	百万円 (　年　月期末現在)		電話番号　―　―

(2)　届出の対象となる株式発行会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名　称 (国　籍)	(　　)	議決権所有割合の変動予定内容	%　→　%
株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額	百万円 (　年　月期末現在)	上記変動の予定日	年　月　日

(3)　株式取得の目的・理由・経緯・方法

2　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

(ふりがな) 名　称 (国　籍)	(　　)	資本金	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
所在地	〒	総資産	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
日本国内に支店その他営業所があり上場会社の名称及び所在地	〒	売上高	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
主たる事業			
その他の事業			
常時使用する従業員数	人	決算の時期	月	設立年月日	年　月　日
取引所金融商品市場等への上場の有無	□　上　場　→　金融商品市場名　【　　】 【　　】 □　非上場		

(2)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合はイから記載すること。）

(ふりがな) 名　称 (国　籍)	(　　)	資本金	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
設立準拠法			
所在地	〒	総資産	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
日本国内に支店その他営業所があり上場会社の名称及び所在地	〒	売上高	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
主たる事業		届出会社との関係	株式発行会社との関係
その他の事業		設立年月日	年　月　日
常時使用する従業員数	人	決算の時期	月
取引所金融商品市場等への上場の有無	□　上　場　→　金融商品市場名　【　　】 【　　】 □　非上場		

イ　最終親会社の子会社（届出会社を除く。）の有無（国内売上高50億円を超えるものに限る。）

□　無

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ｱ)　国内の会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる営業所等	総資産	国内売上高	議決権所有割合	届出会社との関係	株式発行会社との関係
			百万円	百万円	%		

(ｲ)　外国会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる営業所等	総資産	国内売上高	議決権所有割合	届出会社との関係	株式発行会社との関係
			百万円 (現地通貨　　)	百万円 (現地通貨　　)	%		

(ⅱ) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社（届出会社及び(ⅰ)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	届出会社との関係	株式取得会社との関係
			%		

イ 外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	届出会社との関係	株式取得会社との関係
			%		

(ⅲ) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			総販売額に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

3 今回の届出の対象となる株式取得会社に関する事項

(1) 株式取得会社の概要

(ふりがな) 名　　称 (屋　号)	(　　)	資　本　金	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
設立準拠法		総　資　産	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
設立年月日	年　月　日		

所　在　地	〒	売　上　高	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	株式取得会社の議決権保有割合	株主構成 / 届出会社との関係
		% (　%)	% (　%)
主たる事業		過去の主な議決権保有割合の変動の状況	
		年　月　% → % 年　月　% → %	
その他の事業		株式取得後の役員構成の状況	
		新規役員数	株式取得会社の役員の総数
常勤従業員の総員数	人	(　人)	人

取引所金融商品市場等への上場の有無 □ 上 場 → 金融商品市場名 【　　】 【　　】

□ 非上場

(2) 株式取得会社が共同出資会社に該当するか否か

□ 該当しない

□ 該当する → 次の事項を記載すること。

(ふりがな) 出資者の名称	出資者の議決権保有割合	出資者の事業種目	共同出資会社を通じた出資者との関係
	%		

(3) 株式取得会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円 (現地通貨　　)	百万円 (現地通貨　　)	%

(4) 株式取得会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			総販売額に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

(5) 届出会社と株式取得会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び関係を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該仕入材料及び関係を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務の種類	最近1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は関係を受けている地域	備　考
	届出会社	株式取得会社		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

4 届出会社及び株式取得会社の国内の市場における地位

(1) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）並びに株式取得会社及びその子会社の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】 事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
第　位	株式取得後の地位及び市場占拠率	%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【　　】				

商品又は役務の種類【　　】 事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
第　位	株式取得後の地位及び市場占拠率	%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【　　】				

(2) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）並びに株式取得会社及びその子会社の間で、国内の同一の事業地域内のおのおのが同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を扱おうとする場合

ア 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の

数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

対象者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　　位		%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

イ　株式発行会社及びその子会社

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

対象者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　　位		%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

5　株式取得に関する計画として株をこととする潜在の内容及びその期限

株をこととする潜在の具体的内容	株をこととする時期の履行期限
	年　月　日

6　その他参考となるべき事項

様式の項目	事　　項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は，様式の項目番号による。）

1　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

ア　最近5年以内に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

イ　届出会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

ウ　国内売上高合計額とは，法第10条第3項に規定する国内売上高合計額をいう。

エ　国内売上高合計額については，百万円未満を切り捨てること。

オ　国内売上高を算出する際には，売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で換算算算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

(2)　届出の対象となる株式発行会社に関する事項の概要

ア　株式発行会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

イ　株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額とは，法第10条第3項に規定する株式発行会社の国内売上高及び当該株式発行会社の子会社の国内売上高を合計した額をいう。

ウ　株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額については，百万円未満を切り捨てること。

エ　株式発行会社又はその子会社が外国会社である場合，国内売上高を算出する際には，期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で換算算算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

オ　子会社とは，法第10条第6項に規定する子会社をいう。

カ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し，又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総発行済議決権の数に占める割合をいう。

キ　議決権保有割合は，小数点以下3けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

(3)　株式取得の目的・理由・経緯・方法

株式取得の方法については，株式の取得先の名称，取得する株式の数及び取

得のために用いる方法等を具体的に記載すること。

2　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

ア　届出会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に主迫その総支業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については，記載を要しない。

イ　届出会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

ウ　資本金は，最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。

エ　総資産は，最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。

オ　売上高は，最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。

カ　資本金，総資産及び売上高については，百万円未満を切り捨てること。

キ　届出会社が外国会社である場合，資本金，総資産及び売上高については，期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で換算算算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は，その国会社単独の総資産を記載すること。ただし，そもそ得ない事情がある場合は，連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は，連結決算書による総資産であることを「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

ク　主たる事業は，国内において考える売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は，主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。

ケ　「特殊使用する従業員」とは，事業主又は法人と雇用関係にある者であって，その雇用契約の内容に常駐する旨が確認ないし推認されている者をいい，事業主又は法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。

コ　「取引所金融商品市場等への上場の年月」については，該当する□に√印を付し，届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号に規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は，取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引

所金融商品市場等に上場している場合は，そのすべてを記載すること。

(2)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社とは，届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい，届出会社に親会社がない場合は，当該届出会社をいう。

イ　子会社については，1頁に同じ。

ウ　最終親会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に主迫その総支業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については，記載を要しない。

エ　最終親会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

オ　資本金，総資産，売上高，主たる事業，その他の事業，特殊使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の年月については，(1)に準じて記載すること。

カ　届出会社との関係は，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合は，そのすべてを記載すること。

A　当該会社と届出会社は，同種の商品又は役務を供給している（取引商品を異にする場合を除く。）。

B　当該会社は，届出会社から商品又は役務の供給を受けている。

C　当該会社は，届出会社に商品又は役務を供給している。

D　当該会社と届出会社は，同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E　当該会社と届出会社は，関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F　AからEまでのいずれにも該当しない。

キ　株式発行会社との関係は，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合は，そのすべてを記載すること。

A　当該会社と株式発行会社は，同種の商品又は役務を供給している（取引商品を異にする場合を除く。）。

B　当該会社は，株式発行会社から商品又は役務の供給を受けている。

C　当該会社は，株式発行会社に商品又は役務を供給している。

D　当該会社と株式発行会社は，同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E　当該会社と株式発行会社は，関連性のある商種の商品又は役務を供給している。

F　Aからまでのいずれにも該当しない。

ク　最終親会社の子会社の有無については，該当する□に✓印を付けること。

ケ　主たる事業地域は，主たる事業について記載すること。

コ　国内売上高については，決算日から第3項に規定する国内売上高を記載すること。

なお，国内売上高の欄には，国内売上高に代えて，売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には，記載した売上高の金額に下線を付すこと。

サ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

シ　議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

ス　会社の記載は，議決権保有割合の多い順とする。

(9)　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社（届出会社及び(5)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　該当する□に✓印を付けること。

イ　主たる事業については，(1)に準じて記載すること。

ウ　主たる事業地域，届出会社との関係，株式発行会社との関係及び会社の記載順については，(2)に準じて記載すること。

エ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ　議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

(10)　届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に係る。）

ア　商品又は役務の種類は，日本標準産業分類に掲げる大分類又一製造業に係るものについては，工業統計調査規則（昭和30年通商産業省令第6号）に基づく工業統計調査産業分類の4けたの分類に準拠するものとし，その他の事業に係るものについては，日本標準産業分類の細分類（4けた分類）に準拠するものとする。

イ　総販売額における割合は，小数点以下3けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

ウ　事業地域については，商品又は役務の種類別に事業の実態に即して，その範囲を具体的に記載すること。

3　今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項

(1)　株式発行会社の概要

ア　株式発行会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地連絡先については，記載を要しない。

イ　株式発行会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

ウ　資本金，総資産，売上高，主たる事業，その他の事業，特殊使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については，3(1)に準じて記載すること。

エ　兼任役員数とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数をいう。（　）内には，兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数を記載すること。

オ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。（　）内には，届出会社が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合を記載すること。

カ　議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

キ　株主総会は，議決権保有割合の順位を記載すること。（　）内には，届出会社の議決権保有割合の順位を記載すること。4位以下の場合は，「4位以下」と記載することができる。

ク　届出会社との関係については，3(2)に準じて記載すること。

ケ　過去の主な議決権保有割合の変動の状況については，届出要件発生日までの議決権保有割合の変動状況の主なものを，その時期を含めて記載すること。

(2)　株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

ア　共同出資会社とは，2以上の会社が，共通の利益のために必要な事業を遂行することを目的として，契約等により，共同で設立，又は取得した会社をいう。

イ　該当する□に✓印を付けること。

ウ　議決権保有割合とは，出資者が保有する共同出資会社の株式に係る議決権の数の当該共同出資会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

エ　議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

オ　出資者の名称は，議決権保有割合の高い順に記載し，出資者が外国会社である場合は，国籍を付記すること。なお，6位以下の者の記載は省略することができる。

カ　共同出資会社を通じた出資者との関係は，それぞれの出資者との関係について，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合は，そのすべてを記載すること。

A　ともに共同出資会社が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。

B　ともに第三者が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。

C　ともに同種の商品又は役務を共同出資会社を通じて第三者に販売している。

D　AからCまでのいずれにも該当しない。

(3)　株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　該当する□に✓印を付けること。

イ　子会社については，1(2)に同じ。

ウ　主たる事業及び取営業については，3(1)に準じて記載すること。

エ　主たる事業地域，国内売上高及び会社の記載順については，3(2)に準じて記載すること。

オ　議決権保有割合とは，株式発行会社及びその子会社（当該子会社以外の当該株式発行会社の子会社をいう。）が保有する当該子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ　議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

(4)　株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に係る。）

3(1)に準じて記載すること。

(5)　届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び関係を受けている役務（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア　該当する□に✓印を付けること。

イ　仕入材料及び関係を受けている役務の種類が多数ある場合は，仕入額又は利用が多いもの（総仕入額若しくは利用の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位の順3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

4　届出会社及び株式発行会社の国内の市場における地位

ア　最終親会社については，3(2)に同じ。

イ　子会社については，1(2)に同じ。

ウ　供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は，販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

エ　名称欄には，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）を「届出会社等」と，株式発行会社及びその子会社を「株式発行会社等」とまとめて記載し，主要な同業者については名称を記載すること。

オ　主要な同業者（名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社を除く。）については，原則として第3位まで記載すること。また，項目(1)(4)，名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社については，順位に関係なく記載すること。

カ　市場占拠率については，独定により記載した場合は，「独定」と付記すること。

キ　順位については，10位以下の場合は，「10位以下」と記載することができる。この場合は，同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

様式第５号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第５号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平27令規則３・追加，令２令規則３・令５令和規則１・令６令和規則１・一部改正）

法第10条第５項の規定により適用される同条第２項の規定による株式取得に関する計画届出書

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）

航空機の整備及び公正取引の確保に関する法律第10条第５項の規定により適用される同条第２項の規定により，相模湾航空公正取引委員会規則第１号第２条の６第３項に掲げる事項を添え，下記のとおり届け出ます。

記

１　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名　称 (屋　号)	(　　)	事務の連絡先	担当部署	
			所 在 地	〒
設立年月日			担 当 者	
国内売上高合計額	百万円 (　年　月期末現在)		電話番号	－　－

(2)　届出の所属となる株式取得会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名　称 (屋　号)	(　　)	議決権所有割合の変動予定内容	%　→　%
株式取得会社及びその子会社の国内売上高の合計額	百万円 (　年　月期末現在)	上記変動の予定日	年　月　日

(3)　株式取得の目的・理由・経緯・方法

２　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

(ふりがな) 名　称 (屋　号)	(　　)	資 本 金	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
所 在 地	〒	総 資 産	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	売 上 高	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
主たる事業			
その他の事業			
整理銘柄である営業期間	人　改算の時期　月	設立年月日	年　月　日
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上 場 → 金融商品市場名 【　　】 □ 非上場 【　　】		

(2)　届出会社の子会社である組合に関する事項

ア　届出会社の子会社である組合の概要

(ふりがな) 名　称 (屋　号)	(　　)	出 資 金	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
設立年月日		総 資 産	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
所 在 地	〒	設立年月日	年　月　日

イ　上記組合の出資金のうち100分の50を超えて出資する者（届出会社を除く。）の有無

□ 無

□ 有 → 当該出資者に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	組合員の区分	出資比率	国に対する事業の概要	所 在 地
	□ 業務執行組合員 □ 業務執行組合員	%		〒

(3)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合は，ウから記載すること。）

(ふりがな) 名　称 (屋　号)	(　　)	資 本 金	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
設立年月日			
所 在 地	〒	総 資 産	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	売 上 高	百万円 (現地通貨　　) (　年　月期末現在)

主たる事業		届出会社との関係		株式発行会社との関係	
その他の事業		設立年月日	年　月　日		
常時使用する従業員数	人	決算の時期	月		
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上場 → 金融商品市場名 【　　】 □ 非上場				

イ　最終親会社と届出会社の子会社である組合との間の議決権保有関係

ウ　最終親会社の子会社（届出会社及び届出会社の子会社である組合を除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ｱ) 国内の会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる業務地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	届出会社との関係	株式発行会社との関係
			百万円	百万円	%		

(ｲ) 外国会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる業務地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	届出会社との関係	株式発行会社との関係
			百万円 （現地通貨　）	百万円 （現地通貨　）	%		

(6) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式の保る議決権の数を合計し当期の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び(5)ウに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア　国内の会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	届出会社との関係	株式発行会社との関係
			%		

イ　外国会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	届出会社との関係	株式発行会社との関係
			%		

(8) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			総販売額に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
			（計）	百万円	100.0%

3　今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項

(1) 株式発行会社の概要

(ふりがな) 名　称 (商　号)	（　　）	資本金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
設立年月日		総資産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
設立年月日	年　月　日		
所在地	〒	売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）

日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	株式取得後の議決権保有割合	役員兼任	届出会社との関係
		% (%)	人 (人)	
主たる事業		過去の主な議決権保有割合の変動の状況		
		年　月 年　月	% → % →	% %
その他の事業		株式取得後の従業員の状況		
		新規採用数	株式発行会社の役員の総数	
常時使用する従業員数	人	人 （　人）	人	
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上場 → 金融商品市場名 【　　】 □ 非上場			

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

□ 該当しない

□ 該当する → 次の事項を記載すること。

(ふりがな) 出資者の名称	出資者の議決権保有割合	出資者の事業種目	当社出資会社を通じた出資者との関係
	%		

(3) 株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア　国内の会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円	百万円	%

イ　外国会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円 （現地通貨　）	百万円 （現地通貨　）	%

(4) 届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び関係を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該仕入材料及び関係を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務の種類	過去1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は関係を受けている地	備　考
	届出会社	株式発行会社		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

4　届出会社及び株式発行会社の国内の市場における地位

(1) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）並びに株式発行会社及びその子

会社の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第　1　位		%	―	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
第　　位	株式取得後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第　1　位		%	―	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
第　　位	株式取得後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

(2) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）及び当該株式取得会社及びその子会社の間で、国内の同一の事業地域内かどうかにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第　1　位		%	―	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

イ　株式取得会社及びその子会社

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第　1　位		%	―	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

5　株式取得に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限
	年　月　日

6　その他参考となるべき事項

株式の項目	事　　項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、株式の項目番号による。）

1　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

ア　最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

イ　届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

ウ　国内売上高合計額とは、法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。

エ　国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。

オ　国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

(2)　届出の対象となる株式発行会社に関する事項の概要

ア　株式発行会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

イ　株式発行会社及びその子会社の国内売上高合計額とは、法第10条第3項に規定する株式発行会社の国内売上高及び当該株式発行会社の子会社の国内売上高を合計した額をいう。

ウ　株式発行会社及びその子会社の国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。

エ　株式発行会社又はその子会社が外国会社である場合、国内売上高を算出する際には、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

オ　子会社とは、法第10条第5項に規定する子会社をいう。

カ　議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

キ　議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたま

で記載すること。

(3)　株式取得の目的・理由・経緯・方法

株式取得の方法については、株式の取得先の名称、取得する株式の数及び取得のために用いる方法等を具体的に記載すること。

2　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

ア　届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に営業その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに関連連絡先については、記載を要しない。

イ　届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

ウ　資本金は、最近の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。

エ　総資産は、最近の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。

オ　売上高は、最近の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。

カ　資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。

キ　届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、そうした得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

ク　主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。

ケ　「特殊関係する企業等」とは、事業主又は法人に経営関係にあるもので、その運用関係の内容に常駐する旨が確認ないし推測に供されている者をいい、事業主及び法人の役員等（役員とは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。

コ　「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する□に√印を付し、届出会社が その株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する取引所金融商品市場又は同法第40条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商

品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。

(9)　届出会社の子会社である組合に関する事項

ア　届出会社の子会社である組合とは、法第10条第５項の規定の適用により、組合の親会社である届出会社が株式発行会社の株式の取得をしようとするものとみなされる場合における当該組合をいう。

イ　届出会社の子会社である組合が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

ウ　該当する□に✓印を付すこと。

エ　組合員の区分については、該当する□に✓印を付すこと。

オ　同じ営む事業（概要）は、事業内容が分かるように具体的に記載すること。

(10)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。

イ　子会社については、(1)に準じて。

ウ　親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

エ　親会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

オ　資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、特殊使用する従業員数及び取引金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。

カ　届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A　当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務の供給している（取引所価格を異にする場合を除く。）。

B　当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。

C　当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。

D　当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E　当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F　AからEまでのいずれにも該当しない。

キ　株式発行会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A　当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務の供給を供給している（取引価格を異にする場合を除く。）。

B　当該会社は、株式発行会社から商品又は役務の供給を受けている。

C　当該会社は、株式発行会社に商品又は役務を供給している。

D　当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E　当該会社と株式発行会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F　AからEまでのいずれにも該当しない。

ク　親会社の子会社の有無については、該当する□に✓印を付すこと。

ケ　主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。

コ　国内売上高については、法第10条第２項に規定する国内売上高を記載すること。

なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。

サ　議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する届出会社の親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総発行の議決権の数に占める割合をいう。

シ　議決権保有割合は、小数点以下３けたを四捨五入し、小数点以下１けたまで記載すること。

ス　会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

セ　親会社と届出会社の子会社である組合との間の議決権保有関係は、議決権保有関係を通じて親会社から当該組合に至るまでの関係を議決権保有割合等をもって図示すること。これを例示すると、次のとおりである。

（例）

注．ＧＰは議決権行使の具有者、
ＬＰは決算権利行使の具有者を表す。

(10)　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総発行の議決権の数に占める割合が50分の５を超える会社（届出会社及び(5)で該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　該当する□に✓印を付すこと。

イ　主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ　主たる事業地域、届出会社との関係、株式発行会社との関係及び会社の記載順については、(5)に準じて記載すること。

エ　議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ　議決権保有割合は、小数点以下３けたを四捨五入し、小数点以下１けたまで記載すること。

(11)　届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア　商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類又は中分類に係るものについては、工業統計調査製造（昭和30年通商産業省令第６号）に基づく工業統計調査用産業分類の４けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（４けた分類）に準拠するものとする。

イ　総販売額に占める割合は、小数点以下２けたを四捨五入し、小数点以下１けたまで記載すること。

ウ　事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

3　今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項

(1)　株式発行会社の概要

ア　株式発行会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ　株式発行会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

ウ　資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、特殊使用する従業員数及び取引金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。

エ　兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数をいう。（　）内には、兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数を記載すること。

オ　議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。（　）内には、届出会社が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合を記載すること。

カ　議決権保有割合は、小数点以下３けたを四捨五入し、小数点以下１けたまで記載すること。

キ　株主順位は、議決権保有割合の順位を記載すること。（　）内には、届出会社の議決権保有割合の順位を記載すること。４位以下の場合は、「４位以下」と記載することができる。

ク　届出会社との関係については、(1)に準じて記載すること。

ケ　過去の主な議決権保有割合の変動の状況については、届出提件発生日までの議決権保有割合の変動状況の主なものを、その時期も含めて記載すること。

(2)　株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

様式第６号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

ア　共同出資会社とは，２以上の会社が，共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として，契約等により，共同で設立，又は取得した会社をいう。
イ　該当する□に✓印を付けること。
ウ　議決権保有割合とは，出資者の保有する共同出資会社の株式に係る議決権の数の当該共同出資会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
エ　議決権保有割合は，小数点以下３けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
オ　出資者の名称は，議決権保有割合の高い順に記載し，出資者が外国会社である場合は，国籍を付記すること。なお，６位以下の者の記載は省略することができる。
カ　共同出資会社を通じた出資者との関係は，それぞれの出資者との関係について，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合は，そのすべてを記載すること。
　Ａ　ともに共同出資会社が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。
　Ｂ　ともに第三者が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。
　Ｃ　ともに同種の商品又は役務を共同出資会社を通じて第三者に販売している。
　Ｄ　ＡからＣまでのいずれにも該当しない。

10）株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　子会社については，１位に同じ。
ウ　主たる事業及び販売実績については，３位に準じて記載すること。
エ　主たる事業地域，国内売上高及び合計の記載欄については，３位に準じて記載すること。
オ　議決権保有割合とは，株式発行会社及びその子会社（当該子会社以外の当該株式発行会社の子会社をいう。）が保有する当該子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
カ　議決権保有割合は，小数点以下３けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。

11）株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）
９位に準じて記載すること。

12）届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び商品を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　仕入材料及び商品を受けている役務の種類が多数ある場合は，仕入額又は売上額の多いもの（総仕入額又は総売上額を合計したときに総額の10％以上のもの又は同業者の中において占める地位が第３位以内のもの若しくは市場占拠率が10％以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

4　届出会社及び株式発行会社の国内の市場における地位
ア　最終需要者については，３位に同じ。
イ　子会社については，１位に同じ。
ウ　供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は，販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10％以上のものに限る。）又は同業者の中において占める地位が第３位以内のもの若しくは市場占拠率が10％以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。
エ　名称欄には，届出会社が属する企業総合集団に属する会社等（当該企業総合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）を「届出会社等」と，株式発行会社及びその子会社を「株式発行会社等」と，とかく記載し，主要な同業者についてはその名称を記載すること。
オ　主要な同業者（名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社を除く。）については，順位として第３位まで記載すること。また，項目①では，名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社については，順位に関係なく記載すること。
カ　市場占拠率については，推定により記載した場合は，「推定」と付記すること。
キ　単位については，10億以下の場合は，「10億以下」と記載することができる。この場合は，同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。
ク　備考欄には，名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。

5　株式発行会社に関する事項
株式取得の計画に当たり，特段の措置を採る場合は，その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。

様式第６号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平成21年政令６・改正令和２・令和３政令第３６号第２条第，平成22年政令第２１号第２条第１・令和２政令第３７号第１条第１項・令和３政令第３７号第１条第２項・令和４政令第３７号第１条第１項・令和５政令第３７号第１条第１項・令和６政令第３７号第１条第１項・令和７政令第３７号第１条第１項・令和８政令第３７号第１条第１項・令和９政令第３７号第１条第１項・令和10政令第３７号第１条第１項・令和11政令第３７号第１条第１項・令和12政令第３７号第１条第１項・令和13政令第３７号第１条第１項・令和14政令第３７号第１条第１項・令和15政令第３７号第１条第１項・令和16政令第３７号第１条第１項・令和17政令第３７号第１条第１項・令和18政令第３７号第１条第１項・令和19政令第３７号第１条第１項・令和20政令第３７号第１条第１項・令和21政令第３７号第１条第１項・令和22政令第３７号第１条第１項・令和23政令第３７号第１条第１項・令和24政令第３７号第１条第１項・令和25政令第３７号第１条第１項・令和26政令第３７号第１条第１項・令和27政令第３７号第１条第１項・令和28政令第３７号第１条第１項・令和29政令第３７号第１条第１項・令和30政令第３７号第１条第１項・令和31政令第３７号第１条第１項・令和32政令第３７号第１条第１項・令和33政令第３７号第１条第１項・令和34政令第３７号第１条第１項・令和35政令第３７号第１条第１項・令和36政令第３７号第１条第１項・令和37政令第３７号第１条第１項・令和38政令第３７号第１条第１項・令和39政令第３７号第１条第１項・令和40政令第３７号第１条第１項・令和41政令第３７号第１条第１項・令和42政令第３７号第１条第１項・令和43政令第３７号第１条第１項・令和44政令第３７号第１条第１項・令和45政令第３７号第１条第１項・令和46政令第３７号第１条第１項・令和47政令第３７号第１条第１項・令和48政令第３７号第１条第１項・令和49政令第３７号第１条第１項・令和50政令第３７号第１条第１項・令和51政令第３７号第１条第１項・令和52政令第３７号第１条第１項・令和53政令第３７号第１条第１項・令和54政令第３７号第１条第１項・令和55政令第３７号第１条第１項・令和56政令第３７号第１条第１項・令和57政令第３７号第１条第１項・令和58政令第３７号第１条第１項・令和59政令第３７号第１条第１項・令和60政令第３７号第１条第１項・令和61政令第３７号第１条第１項・令和62政令第３７号第１条第１項・令和63政令第３７号第１条第１項・令和64政令第３７号第１条第１項・令和65政令第３７号第１条第１項・令和66政令第３７号第１条第１項・令和67政令第３７号第１条第１項・令和68政令第３７号第１条第１項・令和69政令第３７号第１条第１項・令和70政令第３７号第１条第１項・令和71政令第３７号第１条第１項・令和72政令第３７号第１条第１項・令和73政令第３７号第１条第１項・令和74政令第３７号第１条第１項・令和75政令第３７号第１条第１項・令和76政令第３７号第１条第１項・令和77政令第３７号第１条第１項・令和78政令第３７号第１条第１項・令和79政令第３７号第１条第１項・令和80政令第３７号第１条第１項・令和81政令第３７号第１条第１項・令和82政令第３７号第１条第１項・令和83政令第３７号第１条第１項・令和84政令第３７号第１条第１項・令和85政令第３７号第１条第１項・令和86政令第３７号第１条第１項・令和87政令第３７号第１条第１項・令和88政令第３７号第１条第１項・令和89政令第３７号第１条第１項・令和90政令第３７号第１条第１項・令和91政令第３７号第１条第１項・令和92政令第３７号第１条第１項・令和93政令第３７号第１条第１項・令和94政令第３７号第１条第１項・令和95政令第３７号第１条第１項・令和96政令第３７号第１条第１項・令和97政令第３７号第１条第１項・令和98政令第３７号第１条第１項・令和99政令第３７号第１条第１項・令和100政令第３７号第１条第１項・令和101政令第３７号第１条第１項・令和102政令第３７号第１条第１項・令和103政令第３７号第１条第１項・令和104政令第３７号第１条第１項・令和105政令第３７号第１条第１項・令和106政令第３７号第１条第１項・令和107政令第３７号第１条第１項・令和108政令第３７号第１条第１項・令和109政令第３７号第１条第１項・令和110政令第３７号第１条第１項・令和111政令第３７号第１条第１項・令和112政令第３７号第１条第１項・令和113政令第３７号第１条第１項・令和114政令第３７号第１条第１項・令和115政令第３７号第１条第１項・令和116政令第３７号第１条第１項・令和117政令第３７号第１条第１項・令和118政令第３７号第１条第１項・令和119政令第３７号第１条第１項・令和120政令第３７号第１条第１項・令和121政令第３７号第１条第１項・令和122政令第３７号第１条第１項・令和123政令第３７号第１条第１項・令和124政令第３７号第１条第１項・令和125政令第３７号第１条第１項・令和126政令第３７号第１条第１項・令和127政令第３７号第１条第１項・令和128政令第３７号第１条第１項・令和129政令第３７号第１条第１項・令和130政令第３７号第１条第１項・令和131政令第３７号第１条第１項・令和132政令第３７号第１条第１項・令和133政令第３７号第１条第１項・令和134政令第３７号第１条第１項・令和135政令第３７号第１条第１項・令和136政令第３７号第１条第１項・令和137政令第３７号第１条第１項・令和138政令第３７号第１条第１項・令和139政令第３７号第１条第１項・令和140政令第３７号第１条第１項・令和141政令第３７号第１条第１項・令和142政令第３７号第１条第１項・令和143政令第３７号第１条第１項・令和144政令第３７号第１条第１項・令和145政令第３７号第１条第１項・令和146政令第３７号第１条第１項・令和147政令第３７号第１条第１項・令和148政令第３７号第１条第１項・令和149政令第３７号第１条第１項・令和150政令第３７号第１条第１項・令和151政令第３７号第１条第１項・令和152政令第３７号第１条第１項・令和153政令第３７号第１条第１項・令和154政令第３７号第１条第１項・令和155政令第３７号第１条第１項・令和156政令第３７号第１条第１項・令和157政令第３７号第１条第１項・令和158政令第３７号第１条第１項・令和159政令第３７号第１条第１項・令和160政令第３７号第１条第１項・令和161政令第３７号第１条第１項・令和162政令第３７号第１条第１項・令和163政令第３７号第１条第１項・令和164政令第３７号第１条第１項・令和165政令第３７号第１条第１項・令和166政令第３７号第１条第１項・令和167政令第３７号第１条第１項・令和168政令第３７号第１条第１項・令和169政令第３７号第１条第１項・令和170政令第３７号第１条第１項・令和171政令第３７号第１条第１項・令和172政令第３７号第１条第１項・令和173政令第３７号第１条第１項・令和174政令第３７号第１条第１項・令和175政令第３７号第１条第１項・令和176政令第３７号第１条第１項・令和177政令第３７号第１条第１項・令和178政令第３７号第１条第１項・令和179政令第３７号第１条第１項・令和180政令第３７号第１条第１項・令和181政令第３７号第１条第１項・令和182政令第３７号第１条第１項・令和183政令第３７号第１条第１項・令和184政令第３７号第１条第１項・令和185政令第３７号第１条第１項・令和186政令第３７号第１条第１項・令和187政令第３７号第１条第１項・令和188政令第３７号第１条第１項・令和189政令第３７号第１条第１項・令和190政令第３７号第１条第１項・令和191政令第３７号第１条第１項・令和192政令第３７号第１条第１項・令和193政令第３７号第１条第１項・令和194政令第３７号第１条第１項・令和195政令第３７号第１条第１項・令和196政令第３７号第１条第１項・令和197政令第３７号第１条第１項・令和198政令第３７号第１条第１項・令和199政令第３７号第１条第１項・令和200政令第３７号第１条第１項・令和201政令第３７号第１条第１項・令和202政令第３７号第１条第１項・令和203政令第３７号第１条第１項・令和204政令第３７号第１条第１項・令和205政令第３７号第１条第１項・令和206政令第３７号第１条第１項・令和207政令第３７号第１条第１項・令和208政令第３７号第１条第１項・令和209政令第３７号第１条第１項・令和210政令第３７号第１条第１項・令和211政令第３７号第１条第１項・令和212政令第３７号第１条第１項・令和213政令第３７号第１条第１項・令和214政令第３７号第１条第１項・令和215政令第３７号第１条第１項・令和216政令第３７号第１条第１項・令和217政令第３７号第１条第１項・令和218政令第３７号第１条第１項・令和219政令第３７号第１条第１項・令和220政令第３７号第１条第１項・令和221政令第３７号第１条第１項・令和222政令第３７号第１条第１項・令和223政令第３７号第１条第１項・令和224政令第３７号第１条第１項・令和225政令第３７号第１条第１項・令和226政令第３７号第１条第１項・令和227政令第３７号第１条第１項・令和228政令第３７号第１条第１項・令和229政令第３７号第１条第１項・令和230政令第３７号第１条第１項・令和231政令第３７号第１条第１項・令和232政令第３７号第１条第１項・令和233政令第３７号第１条第１項・令和234政令第３７号第１条第１項・令和235政令第３７号第１条第１項・令和236政令第３７号第１条第１項・令和237政令第３７号第１条第１項・令和238政令第３７号第１条第１項・令和239政令第３７号第１条第１項・令和240政令第３７号第１条第１項・令和241政令第３７号第１条第１項・令和242政令第３７号第１条第１項・令和243政令第３７号第１条第１項・令和244政令第３７号第１条第１項・令和245政令第３７号第１条第１項・令和246政令第３７号第１条第１項・令和247政令第３７号第１条第１項・令和248政令第３７号第１条第１項・令和249政令第３７号第１条第１項・令和250政令第３７号第１条第１項・令和251政令第３７号第１条第１項・令和252政令第３７号第１条第１項・令和253政令第３７号第１条第１項・令和254政令第３７号第１条第１項・令和255政令第３７号第１条第１項・令和256政令第３７号第１条第１項・令和257政令第３７号第１条第１項・令和258政令第３７号第１条第１項・令和259政令第３７号第１条第１項・令和260政令第３７号第１条第１項・令和261政令第３７号第１条第１項・令和262政令第３７号第１条第１項・令和263政令第３７号第１条第１項・令和264政令第３７号第１条第１項・令和265政令第３７号第１条第１項・令和266政令第３７号第１条第１項・令和267政令第３７号第１条第１項・令和268政令第３７号第１条第１項・令和269政令第３７号第１条第１項・令和270政令第３７号第１条第１項・令和271政令第３７号第１条第１項・令和272政令第３７号第１条第１項・令和273政令第３７号第１条第１項・令和274政令第３７号第１条第１項・令和275政令第３７号第１条第１項・令和276政令第３７号第１条第１項・令和277政令第３７号第１条第１項・令和278政令第３７号第１条第１項・令和279政令第３７号第１条第１項・令和280政令第３７号第１条第１項・令和281政令第３７号第１条第１項・令和282政令第３７号第１条第１項・令和283政令第３７号第１条第１項・令和284政令第３７号第１条第１項・令和285政令第３７号第１条第１項・令和286政令第３７号第１条第１項・令和287政令第３７号第１条第１項・令和288政令第３７号第１条第１項・令和289政令第３７号第１条第１項・令和290政令第３７号第１条第１項・令和291政令第３７号第１条第１項・令和292政令第３７号第１条第１項・令和293政令第３７号第１条第１項・令和294政令第３７号第１条第１項・令和295政令第３７号第１条第１項・令和296政令第３７号第１条第１項・令和297政令第３７号第１条第１項・令和298政令第３７号第１条第１項・令和299政令第３７号第１条第１項・令和300政令第３７号第１条第１項・令和301政令第３７号第１条第１項・令和302政令第３７号第１条第１項・令和303政令第３７号第１条第１項・令和304政令第３７号第１条第１項・令和305政令第３７号第１条第１項・令和306政令第３７号第１条第１項・令和307政令第３７号第１条第１項・令和308政令第３７号第１条第１項・令和309政令第３７号第１条第１項・令和310政令第３７号第１条第１項・令和311政令第３７号第１条第１項・令和312政令第３７号第１条第１項・令和313政令第３７号第１条第１項・令和314政令第３７号第１条第１項・令和315政令第３７号第１条第１項・令和316政令第３７号第１条第１項・令和317政令第３７号第１条第１項・令和318政令第３７号第１条第１項・令和319政令第３７号第１条第１項・令和320政令第３７号第１条第１項・令和321政令第３７号第１条第１項・令和322政令第３７号第１条第１項・令和323政令第３７号第１条第１項・令和324政令第３７号第１条第１項・令和325政令第３７号第１条第１項・令和326政令第３７号第１条第１項・令和327政令第３７号第１条第１項・令和328政令第３７号第１条第１項・令和329政令第３７号第１条第１項・令和330政令第３７号第１条第１項・令和331政令第３７号第１条第１項・令和332政令第３７号第１条第１項・令和333政令第３７号第１条第１項・令和334政令第３７号第１条第１項・令和335政令第３７号第１条第１項・令和336政令第３７号第１条第１項・令和337政令第３７号第１条第１項・令和338政令第３７号第１条第１項・令和339政令第３７号第１条第１項・令和340政令第３７号第１条第１項・令和341政令第３７号第１条第１項・令和342政令第３７号第１条第１項・令和343政令第３７号第１条第１項・令和344政令第３７号第１条第１項・令和345政令第３７号第１条第１項・令和346政令第３７号第１条第１項・令和347政令第３７号第１条第１項・令和348政令第３７号第１条第１項・令和349政令第３７号第１条第１項・令和350政令第３７号第１条第１項・令和351政令第３７号第１条第１項・令和352政令第３７号第１条第１項・令和353政令第３７号第１条第１項・令和354政令第３７号第１条第１項・令和355政令第３７号第１条第１項・令和356政令第３７号第１条第１項・令和357政令第３７号第１条第１項・令和358政令第３７号第１条第１項・令和359政令第３７号第１条第１項・令和360政令第３７号第１条第１項・令和361政令第３７号第１条第１項・令和362政令第３７号第１条第１項・令和363政令第３７号第１条第１項・令和364政令第３７号第１条第１項・令和365政令第３７号第１条第１項・令和366政令第３７号第１条第１項・令和367政令第３７号第１条第１項・令和368政令第３７号第１条第１項・令和369政令第３７号第１条第１項・令和370政令第３７号第１条第１項・令和371政令第３７号第１条第１項・令和372政令第３７号第１条第１項・令和373政令第３７号第１条第１項・令和374政令第３７号第１条第１項・令和375政令第３７号第１条第１項・令和376政令第３７号第１条第１項・令和377政令第３７号第１条第１項・令和378政令第３７号第１条第１項・令和379政令第３７号第１条第１項・令和380政令第３７号第１条第１項・令和381政令第３７号第１条第１項・令和382政令第３７号第１条第１項・令和383政令第３７号第１条第１項・令和384政令第３７号第１条第１項・令和385政令第３７号第１条第１項・令和386政令第３７号第１条第１項・令和387政令第３７号第１条第１項・令和388政令第３７号第１条第１項・令和389政令第３７号第１条第１項・令和390政令第３７号第１条第１項・令和391政令第３７号第１条第１項・令和392政令第３７号第１条第１項・令和393政令第３７号第１条第１項・令和394政令第３７号第１条第１項・令和395政令第３７号第１条第１項・令和396政令第３７号第１条第１項・令和397政令第３７号第１条第１項・令和398政令第３７号第１条第１項・令和399政令第３７号第１条第１項・令和400政令第３７号第１条第１項・令和401政令第３７号第１条第１項・令和402政令第３７号第１条第１項・令和403政令第３７号第１条第１項・令和404政令第３７号第１条第１項・令和405政令第３７号第１条第１項・令和406政令第３７号第１条第１項・令和407政令第３７号第１条第１項・令和408政令第３７号第１条第１項・令和409政令第３７号第１条第１項・令和410政令第３７号第１条第１項・令和411政令第３７号第１条第１項・令和412政令第３７号第１条第１項・令和413政令第３７号第１条第１項・令和414政令第３７号第１条第１項・令和415政令第３７号第１条第１項・令和416政令第３７号第１条第１項・令和417政令第３７号第１条第１項・令和418政令第３７号第１条第１項・令和419政令第３７号第１条第１項・令和420政令第３７号第１条第１項・令和421政令第３７号第１条第１項・令和422政令第３７号第１条第１項・令和423政令第３７号第１条第１項・令和424政令第３７号第１条第１項・令和425政令第３７号第１条第１項・令和426政令第３７号第１条第１項・令和427政令第３７号第１条第１項・令和428政令第３７号第１条第１項・令和429政令第３７号第１条第１項・令和430政令第３７号第１条第１項・令和431政令第３７号第１条第１項・令和432政令第３７号第１条第１項・令和433政令第３７号第１条第１項・令和434政令第３７号第１条第１項・令和435政令第３７号第１条第１項・令和436政令第３７号第１条第１項・令和437政令第３７号第１条第１項・令和438政令第３７号第１条第１項・令和439政令第３７号第１条第１項・令和440政令第３７号第１条第１項・令和441政令第３７号第１条第１項・令和442政令第３７号第１条第１項・令和443政令第３７号第１条第１項・令和444政令第３７号第１条第１項・令和445政令第３７号第１条第１項・令和446政令第３７号第１条第１項・令和447政令第３７号第１条第１項・令和448政令第３７号第１条第１項・令和449政令第３７号第１条第１項・令和450政令第３７号第１条第１項・令和451政令第３７号第１条第１項・令和452政令第３７号第１条第１項・令和453政令第３７号第１条第１項・令和454政令第３７号第１条第１項・令和455政令第３７号第１条第１項・令和456政令第３７号第１条第１項・令和457政令第３７号第１条第１項・令和458政令第３７号第１条第１項・令和459政令第３７号第１条第１項・令和460政令第３７号第１条第１項・令和461政令第３７号第１条第１項・令和462政令第３７号第１条第１項・令和463政令第３７号第１条第１項・令和464政令第３７号第１条第１項・令和465政令第３７号第１条第１項・令和466政令第３７号第１条第１項・令和467政令第３７号第１条第１項・令和468政令第３７号第１条第１項・令和469政令第３７号第１条第１項・令和470政令第３７号第１条第１項・令和471政令第３７号第１条第１項・令和472政令第３７号第１条第１項・令和473政令第３７号第１条第１項・令和474政令第３７号第１条第１項・令和475政令第３７号第１条第１項・令和476政令第３７号第１条第１項・令和477政令第３７号第１条第１項・令和478政令第３７号第１条第１項・令和479政令第３７号第１条第１項・令和480政令第３７号第１条第１項・令和481政令第３７号第１条第１項・令和482政令第３７号第１条第１項・令和483政令第３７号第１条第１項・令和484政令第３７号第１条第１項・令和485政令第３７号第１条第１項・令和486政令第３７号第１条第１項・令和487政令第３７号第１条第１項・令和488政令第３７号第１条第１項・令和489政令第３７号第１条第１項・令和490政令第３７号第１条第１項・令和491政令第３７号第１条第１項・令和492政令第３７号第１条第１項・令和493政令第３７号第１条第１項・令和494政令第３７号第１条第１項・令和495政令第３７号第１条第１項・令和496政令第３７号第１条第１項・令和497政令第３７号第１条第１項・令和498政令第３７号第１条第１項・令和499政令第３７号第１条第１項・令和500政令第３７号第１条第１項・令和501政令第３７号第１条第１項・令和502政令第３７号第１条第１項・令和503政令第３７号第１条第１項・令和504政令第３７号第１条第１項・令和505政令第３７号第１条第１項・令和506政令第３７号第１条第１項・令和507政令第３７号第１条第１項・令和508政令第３７号第１条第１項・令和509政令第３７号第１条第１項・令和510政令第３７号第１条第１項・令和511政令第３７号第１条第１項・令和512政令第３７号第１条第１項・令和513政令第３７号第１条第１項・令和514政令第３７号第１条第１項・令和515政令第３７号第１条第１項・令和516政令第３７号第１条第１項・令和517政令第３７号第１条第１項・令和518政令第３７号第１条第１項・令和519政令第３７号第１条第１項・令和520政令第３７号第１条第１項・令和521政令第３７号第１条第１項・令和522政令第３７号第１条第１項・令和523政令第３７号第１条第１項・令和524政令第３７号第１条第１項・令和525政令第３７号第１条第１項・令和526政令第３７号第１条第１項・令和527政令第３７号第１条第１項・令和528政令第３７号第１条第１項・令和529政令第３７号第１条第１項・令和530政令第３７号第１条第１項・令和531政令第３７号第１条第１項・令和532政令第３７号第１条第１項・令和533政令第３７号第１条第１項・令和534政令第３７号第１条第１項・令和535政令第３７号第１条第１項・令和536政令第３７号第１条第１項・令和537政令第３７号第１条第１項・令和538政令第３７号第１条第１項・令和539政令第３７号第１条第１項・令和540政令第３７号第１条第１項・令和541政令第３７号第１条第１項・令和542政令第３７号第１条第１項・令和543政令第３７号第１条第１項・令和544政令第３７号第１条第１項・令和545政令第３７号第１条第１項・令和546政令第３７号第１条第１項・令和547政令第３７号第１条第１項・令和548政令第３７号第１条第１項・令和549政令第３７号第１条第１項・令和550政令第３７号第１条第１項・令和551政令第３７号第１条第１項・令和552政令第３７号第１条第１項・令和553政令第３７号第１条第１項・令和554政令第３７号第１条第１項・令和555政令第３７号第１条第１項・令和556政令第３７号第１条第１項・令和557政令第３７号第１条第１項・令和558政令第３７号第１条第１項・令和559政令第３７号第１条第１項・令和560政令第３７号第１条第１項・令和561政令第３７号第１条第１項・令和562政令第３７号第１条第１項・令和563政令第３７号第１条第１項・令和564政令第３７号第１条第１項・令和565政令第３７号第１条第１項・令和566政令第３７号第１条第１項・令和567政令第３７号第１条第１項・令和568政令第３７号第１条第１項・令和569政令第３７号第１条第１項・令和570政令第３７号第１条第１項・令和571政令第３７号第１条第１項・令和572政令第３７号第１条第１項・令和573政令第３７号第１条第１項・令和574政令第３７号第１条第１項・令和575政令第３７号第１条第１項・令和576政令第３７号第１条第１項・令和577政令第３７号第１条第１項・令和578政令第３７号第１条第１項・令和579政令第３７号第１条第１項・令和580政令第３７号第１条第１項・令和581政令第３７号第１条第１項・令和582政令第３７号第１条第１項・令和583政令第３７号第１条第１項・令和584政令第３７号第１条第１項・令和585政令第３７号第１条第１項・令和586政令第３７号第１条第１項・令和587政令第３７号第１条第１項・令和588政令第３７号第１条第１項・令和589政令第３７号第１条第１項・令和590政令第３７号第１条第１項・令和591政令第３７号第１条第１項・令和592政令第３７号第１条第１項・令和593政令第３７号第１条第１項・令和594政令第３７号第１条第１項・令和595政令第３７号第１条第１項・令和596政令第３７号第１条第１項・令和597政令第３７号第１条第１項・令和598政令第３７号第１条第１項・令和599政令第３７号第１条第１項・令和600政令第３７号第１条第１項・令和601政令第３７号第１条第１項・令和602政令第３７号第１条第１項・令和603政令第３７号第１条第１項・令和604政令第３７号第１条第１項・令和605政令第３７号第１条第１項・令和606政令第３７号第１条第１項・令和607政令第３７号第１条第１項・令和608政令第３７号第１条第１項・令和609政令第３７号第１条第１項・令和610政令第３７号第１条第１項・令和611政令第３７号第１条第１項・令和612政令第３７号第１条第１項・令和613政令第３７号第１条第１項・令和614政令第３７号第１条第１項・令和615政令第３７号第１条第１項・令和616政令第３７号第１条第１項・令和617政令第３７号第１条第１項・令和618政令第３７号第１条第１項・令和619政令第３７号第１条第１項・令和620政令第３７号第１条第１項・令和621政令第３７号第１条第１項・令和622政令第３７号第１条第１項・令和623政令第３７号第１条第１項・令和624政令第３７号第１条第１項・令和625政令第３７号第１条第１項・令和626政令第３７号第１条第１項・令和627政令第３７号第１条第１項・令和628政令第３７号第１条第１項・令和629政令第３７号第１条第１項・令和630政令第３７号第１条第１項・令和631政令第３７号第１条第１項・令和632政令第３７号第１条第１項・令和633政令第３７号第１条第１項・令和634政令第３７号第１条第１項・令和635政令第３７号第１条第１項・令和636政令第３７号第１条第１項・令和637政令第３７号第１条第１項・令和638政令第３７号第１条第１項・令和639政令第３７号第１条第１項・令和640政令第３７号第１条第１項・令和641政令第３７号第１条第１項・令和642政令第３７号第１条第１項・令和643政令第３７号第１条第１項・令和644政令第３７号第１条第１項・令和645政令第３７号第１条第１項・令和646政令第３７号第１条第１項・令和647政令第３７号第１条第１項・令和648政令第３７号第１条第１項・令和649政令第３７号第１条第１項・令和650政令第３７号第１条第１項・令和651政令第３７号第１条第１項・令和652政令第３７号第１条第１項・令和653政令第３７号第１条第１項・令和654政令第３７号第１条第１項・令和655政令第３７号第１条第１項・令和656政令第３７号第１条第１項・令和657政令第３７号第１条第１項・令和658政令第３７号第１条第１項・令和659政令第３７号第１条第１項・令和660政令第３７号第１条第１項・令和661政令第３７号第１条第１項・令和662政令第３７号第１条第１項・令和663政令第３７号第１条第１項・令和664政令第３７号第１条第１項・令和665政令第３７号第１条第１項・令和666政令第３７号第１条第１項・令和667政令第３７号第１条第１項・令和668政令第３７号第１条第１項・令和669政令第３７号第１条第１項・令和670政令第３７号第１条第１項・令和671政令第３７号第１条第１項・令和672政令第３７号第１条第１項・令和673政令第３７号第１条第１項・令和674政令第３７号第１条第１項・令和675政令第３７号第１条第１項・令和676政令第３７号第１条第１項・令和677政令第３７号第１条第１項・令和678政令第３７号第１条第１項・令和679政令第３７号第１条第１項・令和680政令第３７号第１条第１項・令和681政令第３７号第１条第１項・令和682政令第３７号第１条第１項・令和683政令第３７号第１条第１項・令和684政令第３７号第１条第１項・令和685政令第３７号第１条第１項・令和686政令第３７号第１条第１項・令和687政令第３７号第１条第１項・令和688政令第３７号第１条第１項・令和689政令第３７号第１条第１項・令和690政令第３７号第１条第１項・令和691政令第３７号第１条第１項・令和692政令第３７号第１条第１項・令和693政令第３７号第１条第１項・令和694政令第３７号第１条第１項・令和695政令第３７号第１条第１項・令和696政令第３７号第１条第１項・令和697政令第３７号第１条第１項・令和698政令第３７号第１条第１項・令和699政令第３７号第１条第１項・令和700政令第３７号第１条第１項・令和701政令第３７号第１条第１項・令和702政令第３７号第１条第１項・令和703政令第３７号第１条第１項・令和704政令第３７号第１条第１項・令和705政令第３７号第１条第１項・令和706政令第３７号第１条第１項・令和707政令第３７号第１条第１項・令和708政令第３７号第１条第１項・令和709政令第３７号第１条第１項・令和710政令第３７号第１条第１項・令和711政令第３７号第１条第１項・令和712政令第３７号第１条第１項・令和713政令第３７号第１条第１項・令和714政令第３７号第１条第１項・令和715政令第３７号第１条第１項・令和716政令第３７号第１条第１項・令和717政令第３７号第１条第１項・令和718政令第３７号第１条第１項・令和719政令第３７号第１条第１項・令和720政令第３７号第１条第１項・令和721政令第３７号第１条第１項・令和722政令第３７号第１条第１項・令和723政令第３７号第１条第１項・令和724政令第３７号第１条第１項・令和725政令第３７号第１条第１項・令和726政令第３７号第１条第１項・令和727政令第３７号第１条第１項・令和728政令第３７号第１条第１項・令和729政令第３７号第１条第１項・令和730政令第３７号第１条第１項・令和731政令第３７号第１条第１項・令和732政令第３７号第１条第１項・令和733政令第３７号第１条第１項・令和734政令第３７号第１条第１項・令和735政令第３７号第１条第１項・令和736政令第３７号第１条第１項・令和737政令第３７号第１条第１項・令和738政令第３７号第１条第１項・令和739政令第３７号第１条第１項・令和740政令第３７号第１条第１項・令和741政令第３７号第１条第１項・令和742政令第３７号第１条第１項・令和743政令第３７号第１条第１項・令和744政令第３７号第１条第１項・令和745政令第３７号第１条第１項・令和746政令第３７号第１条第１項・令和747政令第３７号第１条第１項・令和748政令第３７号第１条第１項・令和749政令第３７号第１条第１項・令和750政令第３７号第１条第１項・令和751政令第３７号第１条第１項・令和752政令第３７号第１条第１項・令和753政令第３７号第１条第１項・令和754政令第３７号第１条第１項・令和755政令第３７号第１条第１項・令和756政令第３７号第１条第１項・令和757政令第３７号第１条第１項・令和758政令第３７号第１条第１項・令和759政令第３７号第１条第１項・令和760政令第３７号第１条第１項・令和761政令第３７号第１条第１項・令和762政令第３７号第１条第１項・令和763政令第３７号第１条第１項・令和764政令第３７号第１条第１項・令和765政令第３７号第１条第１項・令和766政令第３７号第１条第１項・令和767政令第３７号第１条第１項・令和768政令第３７号第１条第１項・令和769政令第３７号第１条第１項・令和770政令第３７号第１条第１項・令和771政令第３７号第１条第１項・令和772政令第３７号第１条第１項・令和773政令第３７号第１条第１項・令和774政令第３７号第１条第１項・令和775政令第３７号第１条第１項・令和776政令第３７号第１条第１項・令和777政令第３７号第１条第１項・令和778政令第３７号第１条第１項・令和779政令第３７号第１条第１項・令和780政令第３７号第１条第１項・令和781政令第３７号第１条第１項・令和782政令第３７号第１条第１項・令和783政令第３７号第１条第１項・令和784政令第３７号第１条第１項・令和785政令第３７号第１条第１項・令和786政令第３７号第１条第１項・令和787政令第３７号第１条第１項・令和788政令第３７号第１条第１項・令和789政令第３７号第１条第１項・令和790政令第３７号第１条第１項・令和791政令第３７号第１条第１項・令和792政令第３７号第１条第１項・令和793政令第３７号第１条第１項・令和794政令第３７号第１条第１項・令和795政令第３７号第１条第１項・令和796政令第３７号第１条第１項・令和797政令第３７号第１条第１項・令和798政令第３７号第１条第１項・令和799政令第３７号第１条第１項・令和800政令第３７号第１条第１項・令和801政令第３７号第１条第１項・令和802政令第３７号第１条第１項・令和803政令第３７号第１条第１項・令和804政令第３７号第１条第１項・令和805政令第３７号第１条第１項・令和806政令第３７号第１条第１項・令和807政令第３７号第１条第１項・令和808政令第３７号第１条第１項・令和809政令第３７号第１条第１項・令和810政令第３７号第１条第１項・令和811政令第３７号第１条第１項・令和812政令第３７号第１条第１項・令和813政令第３７号第１条第１項・令和814政令第３７号第１条第１項・令和815政令第３７号第１条第１項・令和816政令第３７号第１条第１項・令和817政令第３７号第１条第１項・令和818政令第３７号第１条第１項・令和819政令第３７号第１条第１項・令和820政令第３７号第１条第１項・令和821政令第３７号第１条第１項・令和822政令第３７号第１条第１項・令和823政令第３７号第１条第１項・令和824政令第３７号第１条第１項・令和825政令第３７号第１条第１項・令和826政令第３７号第１条第１項・令和827政令第３７号第１条第１項・令和828政令第３７号第１条第１項・令和829政令第３７号第１条第１項・令和830政令第３７号第１条第１項・令和831政令第３７号第１条第１項・令和832政令第３７号第１条第１項・令和833政令第３７号第１条第１項・令和834政令第３７号第１条第１項・令和835政令第３７号第１条第１項・令和836政令第３７号第１条第１項・令和837政令第３７号第１条第１項・令和838政令第３７号第１条第１項・令和839政令第３７号第１条第１項・令和840政令第３７号第１条第１項・令和841政令第３７号第１条第１項・令和842政令第３７号第１条第１項・令和843政令第３７号第１条第１項・令和844政令第３７号第１条第１項・令和845政令第３７号第１条第１項・令和846政令第３７号第１条第１項・令和847政令第３７号第１条第１項・令和848政令第３７号第１条第１項・令和849政令第３７号第１条第１項・令和850政令第３７号第１条第１項・令和851政令第３７号第１条第１項・令和852政令第３７号第１条第１項・令和853政令第３７号第１条第１項・令和854政令第３７号第１条第１項・令和855政令第３７号第１条第１項・令和856政令第３７号第１条第１項・令和857政令第３７号第１条第１項・令和858政令第３７号第１条第１項・令和859政令第３７号第１条第１項・令和860政令第３７号第１条第１項・令和861政令第３７号第１条第１項・令和862政令第３７号第１条第１項・令和863政令第３７号第１条第１項・令和864政令第３７号第１条第１項・令和865政令第３７号第１条第１項・令和866政令第３７号第１条第１項・令和867政令第３７号第１条第１項・令和868政令第３７号第１条第１項・令和869政令第３７号第１条第１項・令和870政令第３７号第１条第１項・令和871政令第３７号第１条第１項・令和872政令第３７号第１条第１項・令和873政令第３７号第１条第１項・令和874政令第３７号第１条第１項・令和875政令第３７号第１条第１項・令和876政令第３７号第１条第１項・令和877政令第３７号第１条第１項・令和878政令第３７号第１条第１項・令和879政令第３７号第１条第１項・令和880政令第３７号第１条第１項・令和881政令第３７号第１条第１項・令和882政令第３７号第１条第１項・令和883政令第３７号第１条第１項・令和884政令第３７号第１条第１項・令和885政令第

3　株式発行会社に関する事項

(1)　当該株式発行会社の概要

所在地	〒		設立年月日 年　月　日
資本金（　年　月　日現在）	百万円	総資産（　年　月　日現在）	百万円
発行する株式の総数	株	総株主の議決権	議決権
主たる事業			
その他の事業			

(2)　株式発行会社の商品又は役務の概要及の市場等の年間事業実績又は計画

商品又は役務の種類	年間事業実績・計画（　年　月期）		事業地域

(3)　申請会社と株式発行会社の関係

申請会社との関係	兼任役員数	株式発行会社の役員の総数
	人	人

(4)　その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

4　議決権の取得又は保有に関する事項

(1)　議決権取得・保有の目的に関する事項

日	取得・保有事由	総株主の議決権数	取得・保有後の議決権数	保有割合	株主順位
年　月　日	申請時点	議決権	議決権	%	位
年　月　日		議決権	議決権	—	—
年　月　日	変更後	議決権	議決権	%	位

(2)　株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

□　該当しない

□　該当する　→　次の事項を記載すること。

（ふりがな）株式出資者の名称	他の出資者の議決権保有割合	他の出資者の事業内容	当応社出資会社を通じた他の出資者との関係
	%		

(3)　議決権の取得又は保有の経緯・目的・理由

(4)　その他所有議決権に関して特記すべき事項

5　申請会社及び株式発行会社の所有議決権に関する事項

(1)　申請会社又は株式発行会社の子会社及び関連子会社の有無

□　無

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

（ふりがな）名称	事業分野	総資産	売上高	議決権保有割合	備考
		百万円	百万円	%	

(2)　申請会社又は株式発行会社がその総株主の議決権の100分の50を超えて議決権を保有している会社（(1)に該当するものを除く。）の有無

□　無

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

（ふりがな）名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	株主会社との関係
			%	

6　申請会社及び株式発行会社等の市場における地位

(1)　申請会社（申請会社と議決権保有関係がある会社を含む。以下同じ。）と株式発行会社（株式発行会社と議決権保有関係がある会社及び4(2)に記載した共同出資会社を含む。以下同じ。）の間で、同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	申請会社、株式発行会社及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との格差	備考
第　1　位		%	—	
第　2　位				
第　3　位				
第　　位				
第　　位				
第　　位				
第　　位	基礎会社及び株式発行会社の合算			
同業者数（基礎会社及び株式発行会社を含む。）　　社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【　　】				

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	申請会社、株式発行会社及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との格差	備考
第　1　位		%	—	
第　2　位				
第　3　位				
第　　位				
第　　位				
第　　位	基礎会社及び株式発行会社の合算			
同業者数（基礎会社及び株式発行会社を含む。）　　社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【　　】				

(2)　申請会社と株式発行会社の間で、同一の事業地域内かつ商品ごとのおおむね同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア　申請会社

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	申請会社及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との格差	備考
第　1　位		%	—	
第　2　位				
第　3　位				
第　　位				

同業者数（株式発行会社を含む。）　　社

市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【　　】

イ　株式発行会社

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	株式発行会社及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との格差	備考
第　1　位		%	—	
第　2　位				
第　3　位				
第　　位				

同業者数（株式発行会社を含む。）　　社

市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【　　】

7　その他参考となるべき事項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1　申請の概要

(1)　申請会社に関する事項の概要

最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

(2)　株式発行会社に関する事項の概要

ア　議決権保有割合は該当するものに○印を付すること。

イ　議決権保有割合については、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権数を含めて計算すること。

2　申請会社に関する事項

(1)　申請会社に関する事項

ア　所在地は、1(1)の事務上の連絡先の所在地と同じである場合は省略できる。

イ　総資産は、最終の貸借対照表による資産の合計金額を記載すること。また、資本金、総資産については、億万円未満を切り捨てること。以下同じ。

ウ　資本金及び総資産欄の既知通貨については、外国会社のみ記載すること。

(2)　申請会社が外国会社の場合の記載事項

日本国内の支店、営業所等の現地をもつ場合は、主たる営業所を1つ記載すればよい。

(ⅰ) 申請会社を実質的に支配している会社の有無
ア　申請会社を実質的に支配している会社とは、申請会社の総株主の議決権の100分の50を超えて保有している会社及び申請会社の総株主の議決権の100分の40以上100分の50以下を保有し、かつ、申請会社の業務執行を支配している（他に同等の会社がある場合を除く。）会社をいう。
イ　該当する□にレ印を付けること。
ウ　事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類に準拠するものとする。また、事業分野については、当該会社の属する事業分野のうち、当該会社の最近1年間の売上高が多いものの上位3つを記載すること。ただし、当該事業分野における当該会社の最近1年間の売上額が900億円未満である場合又は当該事業分野の最近1年間の売上額が500億円以下である場合には、記載を要しない。また、当該子会社の最近1年間の総売上額に占める当該事業分野における最近1年間の売上額の割合が5%未満である場合には、記載を要しない。
エ　調査欄には、記載する事業分野のいずれかにおいて、当該会社の全国における市場占有率（シェア）が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付けること。
(ⅱ) 申請会社の総株主の議決権の100分の10を超えて保有する株主（③に該当するものを除く。）の有無
ア　該当する□にレ印を付けること。
イ　主たる事業は、1つの事業について記載すれば足りる。
ウ　申請会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合には、そのすべてを記載すること。
A　当該会社と申請会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引関係を異にする場合を除く。）。
B　当該会社は、申請会社から商品又は役務の供給を受けている。
C　当該会社は、申請会社に商品又は役務を供給している。
D　当該会社と申請会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
E　当該会社と申請会社は、関連性のある商種の商品又は役務を供給している。
F　当該会社は、申請会社の委託を受けて申請会社の固有の業務に従事する業務を行う。
G　AからFまでのいずれにも該当しない（具体的に記載すること。）。
(ⅲ) 申請会社の商品又は役務の種類別の他の国における年間事業規模等
事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。以下同じ。

3　株式取得会社に関する事項
(1) 当該株式取得会社の概要
ア　設立は、株式取得会社が新規に設立される場合は、設立予定日を記入し、予定日である旨記載すること。
イ　資本金は、株式取得会社が新規に設立される場合は、設立時に予定される資本金額を記入し、予定である旨記載すること。
(2) 株式取得会社の商品又は役務の種類別の年間事業規模又は計画
株式取得会社が既存の会社である場合は年間事業規模を、新設の会社の場合は設立後1年間の事業計画を記載する。
(3) 申請会社と株式取得会社の関係
申請会社との関係は、②に準じて記載すること。株式取得会社が新規に設立される場合は、どのような関係となることが想定されるかについて選択し、記載すること。
(4) その他申請会社と株式取得会社の関係において特記すべき事項
ア　役員兼任数は本件株式取得後の予定を含めて記入すること。
イ　役員派遣以外の人的関係（派遣、出向等）、業務に関する技術関係、特別の融資関係がある場合は、その内容を記載すること。また、役員兼任がある場合は、その具体的内容を記載すること。
4　議決権取得又は保有に関する事項
(1) 議決権取得・保有の内容に関する事項
ア　申請時点、議決権保有比率変動（複数にわたる場合はその概要）及び変更理由について簡潔に記載をすること。
イ　議決権保有比率変動の取得・保有事由は、「第三者割当増資」、「○○からの株式購入」、「市場買い付け」等端的に記載すること。
ウ　議決権保有比率変動や取得日の議決権及び取得・保有議決権数は、増加又は減少議決権数を記入すること。
(2) 株式取得会社が共同出資会社に該当するか否か
ア　共同出資会社とは、2以上の会社が、共同の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により、共同で設立し、又は出資した（する）会社をいう。
イ　共同出資会社を通じた他の出資者との関係は、それぞれの出資者との関係について、2以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合には、そのすべてを記載すること。
5　申請会社及び株式取得会社の議決権保有に関する事項
(1) 申請会社又は株式取得会社の子会社及び実質子会社の有無
ア　子会社とは法第9条第5項に規定する会社をいい、実質子会社とは申請会社の議決権保有割合（子会社が保有している分を含む。）が50%超50%以下であり、かつ、申請会社の議決権保有割合が最も高い（他に同等の関係会社がある場合を除く。）国内の会社をいう。以下同じ。
イ　本件議決権取得後に株式取得会社が子会社又は実質子会社に該当する場合は、株式取得会社についても記入すること。
ウ　本件議決権取得後に株式取得会社が申請会社の子会社に該当しない場合は、株式取得会社の子会社又は実質子会社については記載を要しない。
エ　株式取得会社の子会社及び実質子会社については、名称に下線を付すこと。
オ　②に準じて記載すること。
(2) 申請会社又は株式取得会社がその総株主の議決権の100分の10を超えて議決権を保有している会社（①に該当するものを除く。）の有無
②に準じて記載すること。
6　申請会社及び株式取得会社等の市場における地位
(1) 申請会社と株式取得会社の間で、同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合
ア　申請会社と議決権保有関係がある会社とは、申請会社の総株主の議決権の100分の50以上を保有する会社、申請会社の議決権保有割合が50%以上の会社をいう。
イ　株式取得会社と議決権保有関係がある会社とは、株式取得会社の総株主の議決権の100分の50以上を所有する会社、株式取得会社の議決権保有割合が50%以上の会社をいう。ただし、申請会社と議決権保有関係がある会社を除く。
ウ　共同出資会社とは、④に記載した他の出資者をいう。ただし、申請会社又は株式取得会社と議決権保有関係にある会社を除く。
エ　供給する商品又は役務の種類が多数ある場合には、主要なもの（収益に占める割合が30%以上のものの又は同業者の中においてある地位が3位以内のもの等しくは市場占有率が10%以上のもの）について比較して記載すること。
オ　主要な同業者（申請会社及び株式取得会社以外の同業者をいう。）については、原則として第3位まで記載すること。また、順位には、申請会社及び株式取得会社について、順位に関係なく記載すること。
カ　市場占有率については、推定により記載した場合には、「推定」と付記すること。
キ　順位については、10位以下の場合には、「10位以下」と記載することができる。この場合、同業者の名称及び市場占有率の記載を省略することができる。
ク　調査欄には、申請会社若しくは株式取得会社と議決権保有関係がある会社又は共同出資会社の名称と当該会社の市場占有率を内訳として記載すること。
(2) 申請会社と株式取得会社の間で、同一の事業地域内かつ密かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合
①に準じて記載すること。

様式第７号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第７号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（第14条関係１・第16条，第21条関係２・第22条第２項第１・４号公告関係１・４号公告関係７・８・一部抜粋）

法第11条第３項の規定による認可申請書

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第３項の規定により，議決権保有の認可を受けたいので，昭和28年公正取引委員会規則第１号第４条第２項に掲げる書類を添え，下記のとおり申請します。

記

１　申請の概要

(1)　申請会社に関する事項の概要

ふりがな			
名　称			
事務上の連絡先			
所在地	〒		
担当部署		担当者	
電話番号	－　　－		

(2)　株式発行会社に関する事項の概要

ふりがな			
名　称			
議決権保有の事由	号	従来関係を続けることとなった日	年　月　日

２　申請会社に関する事項

(1)　申請会社に関する事項

所在地	〒		
設立年月日	年　月　日	決算の時期	月
主たる事業			
その他の事業			
総資産（　年　月　日現在）	百万円（現地通貨　　）		
資本金（　年　月　日現在）	百万円（現地通貨　　）		
常時使用する従業員数（　年　月　日現在）	人		

(2)　申請会社が外国会社の場合

国籍		設立準拠法	
日本国内に支店又は営業所がある場合，その名称及び所在地			

(3)　申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）	事業地域

３　株式発行会社に関する事項

(1)　当該株式発行会社の概要

所在地	〒		設立年月日 年　月　日
資本金（　年　月　日現在）	百万円	総資産（　年　月　日現在）	百万円
主たる事業			
その他の事業			

(2)　株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

商品又は役務の種類	年間事業実績・計画（　年　月期）	事業地域

(3)　申請会社と株式発行会社との関係

業務会社との関係	兼任役員数	株式発行会社の役員の総数
	人	人

(4)　その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

４　議決権の取得又は保有に関する事項

(1)　株式発行会社の株式等に関する事項（　年　月　日現在）

発行する株式数	株	総株主の議決権	議決権

(2)　申請に係る議決権の取得又は所有に関する事項

保有議決権数	議決権（　　％）
保有経緯	
申請理由	
株式処分計画	

５　その他参考となるべき事項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は，様式の項目番号による。）

１　申請の概要

(1)　申請会社に関する事項の概要

過去５年以内に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

(2)　株式発行会社に関する事項の概要

ア　議決権保有の事由については，法第11条第１項ただし書各号のいずれの規定に基づく取得又は保有であるかを記載すること。

イ　株式発行会社の総株主の議決権の50分の５（保険業を営む会社にあっては，100分の５。以下「従来関係」という。）を超えて取得又は保有することとなった日を記載すること。

２　申請会社に関する事項

(1)　申請会社に関する事項

ア　所在地は，１(1)の事務上の連絡先の所在地と同じである場合は省略できる。

イ　総資産は，最終の貸借対照表による資産の合計金額を記載すること。また，資本金，総資産，総資産金計額については，百万円未満を切り捨てること。以下同じ。

ウ　資本金及び総資産欄の現地通貨については，外国会社のみ記載すること。

(2)　申請会社が外国会社の場合の記載事項

日本国内の支店，営業所等の複数ある場合は，主たる営業所を記載すれば足りる。

(3)　申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

事業地域については，商品又は役務の種類別に事業の実態に即して，その範囲を具体的に記載すること。以下同じ。

３　株式発行会社に関する事項

(1)　株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

５万に事ごとに記載すること。

(2)　申請会社と株式発行会社の関係

ア　申請会社との関係は，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合には，そのすべてを記載すること。

A　株式発行会社と申請会社は，同種の商品又は役務を供給している（取引規模を無だする場合を除く。）。

B　株式発行会社は，申請会社から商品又は役務の供給を受けている。

C　株式発行会社は，申請会社に商品又は役務を供給している。

D　株式発行会社と申請会社は，同種の商品又は役務を共通する市場に供給している。

E　株式発行会社と申請会社は，関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F　A～Eまでのいずれにも該当しない（具体的に記載すること。）。

イ　その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項について

様式第８号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

は，役員派遣以外の人的関係（系譜，出向等），業務に関する関係関係，特別の融資関係がある場合は，その内容を記載すること。

4　議決権の取得又は保有に関する事項

(1)　申請に係る議決権比率(注)又は保有に関する事項

ア　所有議決権数欄の（　）内は，申請会社の株主の氏名及び総株主の議決権に占める割合を記載すること。

イ　保有組織は，法定限度を超えて保有することとなった組織について具体的に記載すること。

ウ　申請理由は，保有議決権が法定限度を超えた日から１年を超えて所有することが必要な理由を具体的に記載すること。

エ　株式処分計画は，法定限度を超えて所有する議決権に係る株式の処分計画を処分時期を含めて具体的に記載すること。

様式第８号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平成25年規則３・改正，令和元年規則１・令和３年規則７・一部改正）

法第15条第２項の規定による合併に関する計画届出書

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）
名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第２項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第１号第３条第３項に掲げる事項を添え，下記のとおり届け出ます。

記

1　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

	甲　□　存続会社　□　解散会社	(2)　解散会社
(ふりがな) 名　称 (国　籍)	（　　）	（　　）
設立準拠法		
国内売上高合計額	百万円 （　年　月期末現在）	百万円 （　年　月期末現在）

(2)　合併後存続又は設立する会社に関する事項の概要

名　称（ふりがな）	合併予定期日	合併比率
□　甲に対し	年　月　日	甲　(2) ：：

(3)　合併の目的・理由・経緯・方法

2　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

	甲	乙
(ふりがな) 名　称 (国　籍)	（　　）	（　　）
所　在　地	〒	〒
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資　本　金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
総　資　産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
売　上　高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人

設立年月日		年　月　日	年　月　日
決算の時期		月	月
取引所金融商品市場等への上場の有無		□　上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □　非上場	□　上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □　非上場
本邦における連絡先	担当部署		
	所　在　地	□　甲の国内における名称及び所在地に同じ 〒	□　乙の国内における名称及び所在地に同じ 〒
	担　当　者		
	電話番号	－　－	－　－

(2)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合は イから記載すること。）

	甲	乙
(ふりがな) 名　称 (国　籍)	（　　）	（　　）
設立準拠法		
所　在　地	〒	〒
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資　本　金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）

総資産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年　月　日	年　月　日
決算の時期	月	月
当出会社との関係	甲　乙	甲　乙
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場	□ 上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場

イ　最終親会社の子会社（当出会社を除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

(ｲ)　甲

□　無

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

a　国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	当出会社との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b　外国会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	当出会社との関係	
			百万円 （現地通貨　）	百万円 （現地通貨　）	%	甲	乙

(ｲ)　乙

□　無

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

a　国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	当出会社との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b　外国会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	当出会社との関係	
			百万円 （現地通貨　）	百万円 （現地通貨　）	%	甲	乙

(ｳ)　当出会社の属する企業結合集団に属する会社等が所有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が50分の30を超える会社（当出会社及び(ｱ)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　甲

□　無

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ｱ)　国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	当出会社との関係	
			%	甲	乙

(ｲ)　外国会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	当出会社との関係	
			%	甲	乙

イ　乙

□　無

□　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ｱ)　国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	当出会社との関係	
			%	甲	乙

(ｲ)　外国会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	当出会社との関係	
			%	甲	乙

(ｴ)　当出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア　甲

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			相互市場に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（計）	百万円	100.0%	

イ　乙

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			相互市場に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（計）	百万円	100.0%	

(ｵ)　当出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務の種類	出の取引額	供給会社		購入会社	
		甲又は乙の区分	役員兼任等	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(ｶ)　当出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び部品を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

□　無

□　有　→　当該仕入材料及び部品を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務の種類	過去1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は提供を受けている地域	備考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3　合併後の親又は設立する会社の概要

(1)　合併後の親又は設立する会社に関する事項

(ふりがな) 名称 （国籍）	（　　）	合併後の資本金	百万円 （現地通貨　）
代表者の役職及び氏名		合併後の総資産	百万円 （現地通貨　）
所在地	〒	役員兼任の状況	
		兼任役員数	合併後の親又は設立する会社の役員の総数
		甲　人　乙　人	人
日本国内に主たる営業所を有する場合の名称及び所在地	〒	設立年月日	
		年　月　日	
主たる事業			

その他の事業	
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上 場 → 金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場

(2) 令附則第4項又は第5項に規定する会社が保有する株式に係る議決権の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50又は100分の50を超える他の会社の有無

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(3) 令附則第4項又は第5項に規定する会社の最終親会社の新たな子会社（(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(4) 令附則第4項又は第5項に規定する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあたる割合が新たに100分の50を超える会社（(3)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合
			%

イ 外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合
			%

4 届出会社の国内の市場における地位

(1) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあたる割合が100分の50を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあたる割合が100分の50を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他合併医存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は合併医存続又は設立する会社に属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあたる割合が新たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】 事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
第　位		%		
第　位	合併後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【　　】				

商品又は役務の種類【　　】 事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
第　位		%		
第　位	合併後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【　　】				

(2) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあたる割合が100分の20を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあたる割合が100分の20を

超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他合併医存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあたる割合が新たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内かつかたかたが同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあたる割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】 事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【　　】				

イ 届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあたる割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】 事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		

企業者数	社
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【　　】	

ウ　合併後存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社等（ア及びイを除く。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		

企業者数	社
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【　　】	

5　今後に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期間

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限
	年　月　日

6　その他参考となるべき事項

様式の項目	事　　項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は，様式の項目番号による。）

1　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

ア　該当する□に✓印を付すこと。

イ　最近5年以内に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

ウ　届出会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

エ　国内売上高合計額とは，法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。

オ　国内売上高合計額については，百万円未満を切り捨てること。

カ　国内売上高を算出する際には，売上高を期中平均相場等決算時の相場において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

(2)　合併後存続又は設立する会社に関する事項の概要

名称が甲と同じ場合は，□に✓印を付すことで，その記載を省略できる。

2　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

ア　届出会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地連絡については，記載を要しない。

イ　届出会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

ウ　資本金は，最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。

エ　総資産は，最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。

オ　売上高は，最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。

カ　資本金，総資産及び売上高については，百万円未満を切り捨てること。

キ　届出会社が外国会社である場合，資本金，総資産及び売上高については，期中平均相場等決算時の為替において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は，その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし，そなえ等ない事情がある場合は，連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は，連結決算書による総資産であることを「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

ク　主たる事業は，国内において最も売上高の多い事業を記載すること。その他の事業は，主たる事業以外の事業を売上高の多い順に記載すること。

ケ　「常時使用する従業員」とは，事業主又は法人と雇用関係にある者であって，その雇用契約の内容に常雇する旨が確認ないし明確に示されている者をいい，事業主及び役員の役員でない臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。

コ　「取引所金融商品市場等への上場の有無」については，該当する□に✓印を付し，届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号に規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は，取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は，そのすべてを記載すること。

サ　届出会社が国内の会社であって事務上の連絡先の所在地が甲欄と同じ又はこの名称及び所在地と同じである場合又は外国会社であって事務上の連絡先の所在地が甲欄と同じ又はこの名称及び日本国内における支店その他営業所の所在地と同じである場合は，□に✓印を付すことで，その記載を省略することができる。

(2)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社とは，届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい，届出会社に親会社がない場合は，当該届出会社をいう。

イ　子会社とは，法第10条第1項に規定する子会社をいう。

ウ　最終親会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地連絡については，記載を要しない。

エ　最終親会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

オ　資本金，総資産，売上高，主たる事業，その他の事業，常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については，(1)に準じて記載すること。

カ　届出会社との関係は，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合は，そのすべてを記載すること。

A　当該会社と届出会社は，同種の商品又は役務を供給している（取引関係を異にする場合を除く。）。

B　当該会社は，届出会社から商品又は役務の供給を受けている。

C　当該会社は，届出会社に商品又は役務を供給している。

D　当該会社と届出会社は，同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E　当該会社と届出会社は，関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F　A～Eまでのいずれにも該当しない。

キ　最終親会社の子会社の有無については，該当する□に✓印を付すこと。

ク　主たる事業地域は，主たる事業について記載すること。

ケ　国内売上高については，法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。

なお，国内売上高の欄には，国内売上高に代えて，売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には，記載した売上高の金額に下線を付すこと。

コ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し，又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

サ　議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

シ　会社の記載は，議決権保有割合の多い順とする。

(3)　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社（届出会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　該当する□に✓印を付すこと。

イ　主たる事業については，(1)に準じて記載すること。

ウ　主たる事業地域，届出会社との関係及び会社の記載順については，(2)に準じて記載すること。

エ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ　議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

(4)　届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア　商品又は役務の種類は，日本標準産業分類に掲げる大分類又一製造業に係るものにつては，工業統計調査結果（昭和30年通商産業省令第41号）に基づく工業統計調査用産業分類の4けたの分類に準拠するものとし，その他の

事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（４けたの分類）に準拠するものとする。
イ　総販売額における割合は、小数点以下２けたを四捨五入し、小数点以下１けたまで記載すること。
ウ　事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。
(6)　届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　商品又は役務の種類については、(4)に準じて記載すること。
イ　仕入（購入）依存度とは、仕入（購入）会社の当該商品又は役務の総仕入（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の割合をいう。
(7)　届出会社の間で当座又は短期に運転資金を仕入材料及び商品を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　仕入材料及び商品を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は売上高が多いもの（総仕入額等に（４）に準じて記載すること。
(8)　合併後の資本金、合併後の総資産、主たる事業、その他の事業及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、２(1)に準じて記載すること。
エ　兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で合併後存続又は設立する会社の役員を兼任する者の数をいう。
(9)　合併後存続又は設立する会社が保有する株式に係る議決権の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50又は100分の20を超える他の会社の有無
ア　合併後存続又は設立する会社が当該合併により他の会社の株式の取得をしようとする場合に記載すること。
イ　該当する□に✓印を付けること。
ウ　他の会社とは、その国内売上高とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円を超えるものをいう。他の会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計する方法は、法第10条第２項に規定する株式取得会社の国内売上高及びその子会社の国内売上高を合計する方法に準ずるものとする。
エ　主たる事業及び取扱商品については、３(1)に準じて記載すること。
オ　主たる事業地域、国内売上高及び会社の起業類については、３(2)に準じて記載すること。
カ　議決権保有割合とは、合併後存続又は設立する会社が当該取得の後において所有することとなる他の会社の株式に係る議決権の数と、当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等が所有する当該他の会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該他の会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
キ　議決権保有割合は、小数点以下３けたを四捨五入し、小数点以下１けたまで記載すること。
(10)　合併後存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社（２(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　最終親会社及び子会社については、３(2)に同じ。
ウ　主たる事業及び取扱商品については、３(1)に準じて記載すること。
エ　主たる事業地域、国内売上高及び会社の起業類については、３(2)に準じて記載すること。
オ　議決権保有割合とは、合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等の保有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
カ　議決権保有割合は、小数点以下３けたを四捨五入し、小数点以下１けたまで記載すること。
(11)　合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50を超える会社（２(2)イ及び２(5)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　主たる事業については、３(1)に準じて記載すること。
ウ　主たる事業地域及び会社の起業類については、３(2)に準じて記載すること。
エ　議決権保有割合とは、合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等の保有する株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
オ　議決権保有割合は、小数点以下３けたを四捨五入し、小数点以下１けたまで記載すること。
4　届出会社の国内の市場における地位
ア　最終親会社及び子会社については、３(2)に同じ。
イ　仕入（購入）依存度とは、仕入（購入）会社の当該商品又は役務の総仕入（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の割合をいう。
ウ　名称欄には、届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）を「企業結合集団甲」と、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）を「企業結合集団乙」とまとめて記載し、主要な関係者についてはその名称を記載すること。
エ　主要な関係者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については、原則として第３位まで記載すること。また、項目(1)では、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。
オ　市場占拠率については、独自により記載した場合は、「独自」と付記すること。
カ　順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、関係者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。
キ　商号欄には、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。その際、合併後存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50を超える会社となる会社（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）については、「企業結合集団甲」に含めて記載することとする。
5　合併に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

合併の計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。

様式第９号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第９号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規則３・全改，令元公取規則１・令元公取規則７・一部改正）

独禁法第15条の２第２項の規定による共同新設分割に関する計画届出書

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）
名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の２第２項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第１号第５条の２第４項に規定する書類を添え，下記のとおり届け出ます。

記

１　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
設立準拠法		
区　分	□　事業の全部分割 □　事業の重要部分の分割	□　事業の全部分割 □　事業の重要部分の分割
国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
分割する事業又は事業の重要部分の概要		
共同新設分割予定期日	年　月　日	

(2)　共同新設分割の目的・理由・経緯・方法

２　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

	甲	乙
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
所 在 地	〒	〒
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資 本 金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
総 資 産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
売 上 高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年　月　日	年　月　日
決算の時期	月	月
取引所金融商品市場への上場の有無	□　上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □　非上場	□　上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □　非上場
事務上の連絡先	担当部署	
	所 在 地　〒	□　甲の国内における名称及び所在地に同じ □　乙の国内における名称及び所在地に同じ 〒
	担 当 者	
	電話番号	―　―

(2)　分割する事業の内容

ア　甲

(ｱ)　内容の説明

(ｲ)　所在地，数量，帳簿価格等の明確な表示

イ　乙

(ｱ)　内容の説明

(ｲ)　所在地，数量，帳簿価格等の明確な表示

(3)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合は イ から記載すること。）

	甲	乙
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
設立準拠法		
所 在 地	〒	〒
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資 本 金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
総 資 産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
売 上 高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年　月　日	年　月　日
決算の時期	月	月
届出会社との関係	甲　乙	甲　乙
取引所金融商品市場への上場の有無	□　上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □　非上場	□　上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □　非上場

イ　最終親会社の子会社（届出会社を除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

(ｱ)　甲

☐　無

☐　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

a　国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合		親会社との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙	

b　外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合		親会社との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙	

(ｲ)　乙

☐　無

☐　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

a　国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合		親会社との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙	

b　外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合		親会社との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙	

(6)　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び(5)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　甲

☐　無

☐　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ｱ)　国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合		届出会社との関係	
			%	甲	乙	

(ｲ)　外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合		届出会社との関係	
			%	甲	乙	

イ　乙

☐　無

☐　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ｱ)　国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合		届出会社との関係	
			%	甲	乙	

(ｲ)　外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合		届出会社との関係	
			%	甲	乙	

(8)　届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア　甲

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			総販売額に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

イ　乙

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			総販売額に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

(9)　届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務の種類	左の取引額	供給会社		購入会社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(7)　届出会社のの分割部分の事業に関連又は相互に関連する仕入材料及び役務を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

☐　無

☐　有　→　当該仕入材料及び役務を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務の種類	最近1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は提供を受けている地域	備　考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3　共同新設分割により設立する会社の概要

(1)　共同新設分割により設立する会社に関する事項

(ふりがな) 名　　称 (国　籍)	(　　)	設立後の資本金	百万円 (現地通貨　)
代表者の役職及び氏名		設立後の総資産	百万円 (現地通貨　)
所　在　地	〒	役員数等の状況	
		兼任役員数	出向者数分割により設立する会社の役員の総数
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所	〒	甲　人 (　人) 乙　人 (　人)	人
		届出会社との関係	

役職		甲	乙
主たる事業		設立年月日	
その他の事業		年　月　日	
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上場 → 金融商品市場名【　　】 【　　】 □ 非上場		

(2) 共同新設分割により設立する会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50又は100分の20を超える他の会社の有無

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな)名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな)名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円 (現地通貨　)	百万円 (現地通貨　)	%

(3) 共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が50億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな)名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな)名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円 (現地通貨　)	百万円 (現地通貨　)	%

(4) 共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50を超える会社（3)ア、3)イ及び(2)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が50億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな)名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合
			%

イ 外国会社

(ふりがな)名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合
			%

4　届出会社の国内の市場における地位

(1) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあける割合が100分の50を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50を超える会社となる会社等（国内売上高が50億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名称	市場占拠率	順1位との格差	備考
第1位		%	—	
第2位		%		
第3位		%		
第　位		%		
第　位		%		
第　位	分割後の地位及び市場占拠率	%		
企業者数	社			

市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名称	市場占拠率	順1位との格差	備考
第1位		%	—	
第2位		%		
第3位		%		
第　位		%		
第　位		%		
第　位	分割後の地位及び市場占拠率	%		
企業者数	社			

市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】

(2) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にあける割合が100分の50を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50を超える会社となる会社等（国内売上高が50億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内かつかつおよび同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名称	市場占拠率	順1位との格差	備考
第1位		%	—	
第2位		%		
第3位		%		
第　位		%		
企業者数	社			

市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】

イ 届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の株主の議決権

の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	順1位との格差	備　　考
順 1 位		%	―	
順 2 位		%		
順 3 位		%		
順　　位		%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

ウ　共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が所有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が百分の100を超える会社となる会社等（ア及びイを除く。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	順1位との格差	備　　考
順 1 位		%	―	
順 2 位		%		
順 3 位		%		
順　　位		%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

5　共同新設分割に関する計画として採ることとする措置の内容及びその履行

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限
	年　月　日

6　その他参考となるべき事項

様式の項目	事　　項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は，様式の項目番号による。）

1　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

ア　最近5年以内に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

イ　届出会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

ウ　区分については，次の区分に応じて記載すること。

(ア)　事業の全部を分割しようとする場合にあっては，「□　事業の全部分割」に✓印を付すこと。

(イ)　事業の重要部分を分割しようとする場合にあっては，「□　事業の重要部分の分割」に✓印を付すこと。

エ　国内売上高合計額とは，法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。

オ　国内売上高合計額については，百万円未満を切り捨てること。

カ　国内売上高を算出する際には，売上高を期中平均相場等換算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

2　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

ア　届出会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については，記載を要しない。

イ　届出会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

ウ　資本金は，最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。

エ　総資産は，最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。

オ　売上高は，最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。

カ　資本金，総資産及び売上高については，百万円未満を切り捨てること。

キ　届出会社が外国会社である場合，資本金，総資産及び売上高については，期中平均相場等換算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は，その外国会社単体の総資産を記載すること。ただし，そもそも残は1事業がある場合は，連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は，連結決算書による総資産であることを「6　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

ク　主たる事業は，国内において最も売上高の多い事業を記載すること。その他の事業は，主たる事業以外の事業を売上高の多い順に記載すること。

ケ　「専門使用する従業員」とは，事業主又は法人と雇用関係にある者であって，その雇用契約の内容に常雇する旨が確認ないし同意に示されている者をいい，事業主及び法人の役員（ここ以降の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。

コ　「取引所金融商品市場等への上場の有無」については，該当する□に✓印を付し，届出会社が不公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第6項第3号に規定する外国金融商品市場又は同法第66条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場していない場合は，取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は，そのすべてを記載すること。

サ　届出会社が国内の会社であって事務上の連絡先が不在の場合又は外国会社であって事務上の連絡先の所在地が明らかでないときは，届出会社が日本国内における支店その他営業所の所在地と同じである場合は，□に✓印を付すことで，その記載を省略することができる。

(2)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社とは，届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい，届出会社に親会社がない場合は，当該届出会社をいう。

イ　子会社とは，法第10条第4項に規定する子会社をいう。

ウ　最終親会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については，記載を要しない。

エ　最終親会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

オ　資本金，総資産，売上高，主たる事業，その他の事業，専門使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については，(1)に準じて記載すること。

カ　届出会社との関係は，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合は，そのすべてを記載すること。

A　当該会社と届出会社は，同種の商品又は役務を供給している（取引関係を無にする場合を除く。）。

B　当該会社は，届出会社から商品又は役務の供給を受けている。

C　当該会社は，届出会社に商品又は役務を供給している。

D　当該会社と届出会社は，同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E　当該会社と届出会社は，関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F　AからEまでのいずれにも該当しない。

キ　最終親会社の子会社の有無については，該当する□に✓印を付すこと。

ク　主たる事業地域は，主たる事業について記載すること。

ケ　国内売上高については，法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。

なお，国内売上高の欄には，国内売上高に代えて，売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には，記載した売上高の金額に下線を付すこと。

コ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し，又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）届出会社の最終親会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

サ　議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

シ　会社の記載は，議決権保有割合の多い順とする。

(3)　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が所有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　該当する□に✓印を付すこと。

イ　主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
ウ　主たる事業地域、当出会社との関係及び会社の記載欄については、(2)に準じて記載すること。
エ　議決権保有割合とは、当出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
オ　議決権保有割合は、小数点以下3けたを切捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
(6)　当出会社の商品又は役務の種別の年間事業規模等（日本国内における事業に係る。）
ア　商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類を一製造業に係るものについては、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第41号）に基づく工業統計調査用産業分類の4けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4けた分類）に準拠するものとする。
イ　総額売上高に占める割合は、小数点以下3けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
ウ　事業地域については、商品又は役務の種類に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。
(8)　当出会社と相互に取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　商品又は役務の種類については、(5)に準じて記載すること。
イ　供給（購入）依存度とは、供給（購入）会社の総販売又は役務の総供給（総購入）額に占める当出会社相互間の取引額の所合をいう。
(7)　当出会社との分類部分の事業に関連又は補足に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の年額（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　仕入材料及び業務を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は利益が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が30%以上のものの又は関連表の中に占める地位が第3位以内のものをいう。）を市場占拠率が50%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。
3　共同新設分割により設立する会社の概要
(1)　共同新設分割により設立する会社に関する事項
ア　共同新設分割により設立する会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに関係法律につい

て は、記載を要しない。
イ　共同新設分割により設立する会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
ウ　設立後の資本金、設立後の総資産、主たる業務、その他の事業及び取引商品等証券等への上場の有無については、2(1)に準じて記載すること。
エ　兼任役員数とは、当出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で共同新設分割により設立する会社の役員を兼任する者の数をいう。（ ）内には、兼任役員数のうち当出会社の役員又は従業員で共同新設分割により設立する会社の役員を兼任する者の数を記載すること。
オ　当出会社との関係は、2(5)に準じて記載すること。
(2)　共同新設分割により設立する会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が第ニに100分の50又は100分の20を超える会社の有無
ア　共同新設分割により設立する会社が当該共同新設分割により他の会社の株式の取得をしようとする場合に記載すること。
イ　該当する□に✓印を付けること。
ウ　他の会社とは、その国内売上高とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円を超えるものをいう。他の会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計する方法は、記載(4)ウ第ニ項に記載する株式会社の国内売上高及びその子会社の国内売上高を合計する方法に準ずるものとする。
エ　主たる事業及び取扱商品については、2(1)に準じて記載すること。
オ　主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載欄については、2(5)に準じて記載すること。
カ　議決権保有割合とは、共同新設分割により設立する会社が当該取得の後において所有することとなる他の会社の株式に係る議決権の数と、当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等が所有する当該他の会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該他の会社の総株主の議決権の数にたする割合をいう。
キ　議決権保有割合は、小数点以下3けたを切捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
(3)　共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（2(5)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　最終親会社及び子会社については、2(5)に同じ。

ウ　主たる事業及び取扱商品については、2(1)に準じて記載すること。
エ　主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載欄については、2(5)に準じて記載すること。
オ　議決権保有割合とは、共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数にたする割合をいう。
カ　議決権保有割合は、小数点以下3けたを切捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
(4)　共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にたする割合が新たに100分の20を超える会社（2(5)イ、2(6)及び(7)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　主たる事業については、2(1)に準じて記載すること。
ウ　主たる事業地域及び会社の記載欄については、2(5)に準じて記載すること。
エ　議決権保有割合とは、共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数にたする割合をいう。
オ　議決権保有割合は、小数点以下3けたを切捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
4　当出会社の国内の市場における地位
ア　最終親会社及び子会社については、2(5)に同じ。
イ　供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの（総販売金額にたする割合が50%以上のものの又は関連表の中に占める地位が第3位以内のものをいう。）を市場占拠率が50%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。
ウ　名称欄には、当出会社が属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にたする割合が100分の50を超える会社を含む。）を「企業結合集団甲」と、当出会社この属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にたする割合が100分の30を超える会社を含む。）を「企

業結合集団乙」とまとめて記載し、主要な関係者についてはその名称を記載すること。
エ　主要な関係者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については、別紙として第3位まで記載すること。また、項目(7)では、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社については、個別に解説を記載すること。
オ　市場占拠率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。
カ　順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。
キ　備考欄には、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。その際、共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が所有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にためる割合が新たに100分の20を超える会社となる会社（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）については、「企業結合集団甲」に含めて記載することとする。
5　共同新設分割に関する計画として掲ることとする指置の内容及びその期間
共同新設分割の計画に当たり、特段の措置を講じる場合は、その具体的内容及びその履行期間を記載すること。複数の措置を講じる場合は、それぞれの措置ごとに履行期間を記載すること。

様式第１０号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第10号（用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。）（平成22規則3・全改，令元令和規則1・令元令和規則3・令和2令和規則7・一部改正）

届第15条の3第3項の規定による株式分割に関する計画届出書

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）
名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の3第3項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条の2第4項に規定する書類を添え，下記のとおり届け出ます。

記

1　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

	イ　承継する会社	ロ　分割する会社
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
設立準拠法		
区　分		□　事業の全部分割 □　事業の重要部分の分割
国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
分割する事業又は事業の重要部分の概要		
株式分割予定期日	年　月　日	

(2)　株式分割の目的・理由・経緯・方法

2　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

	甲	乙
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
所在地	〒	〒
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資本金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
総資産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年　月　日	年　月　日
決算の時期	月	月
取引所金融商品市場等への上場の有無	□　上場→金融商品市場名 {　　} □　非上場	□　上場→金融商品市場名 {　　} □　非上場
業務上の連絡先	担当者等	
	所在地	〒 □　甲の国内における名称及び所在地に同じ	〒 □　乙の国内における名称及び所在地に同じ
	担当者	
	電話番号	―　―	―　―

(2)　分割する事業の内容

ア　内容の説明

イ　所在地，数量，権等個別事項の概念表示

(3)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合は イから記載すること。）

	甲	乙
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
設立準拠法		
所在地	〒	〒
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資本金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
総資産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年　月　日	年　月　日
決算の時期	月	月
届出会社との関係	甲　乙	甲　乙
取引所金融商品市場等への上場の有無	□　上場→金融商品市場名 {　　} □　非上場	□　上場→金融商品市場名 {　　} □　非上場

イ　最終親会社の子会社（届出会社を除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

(ｱ)　有

□　無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

(ふりがな) 名　称	主たる業務	主たる業務地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	提出会社との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b 外国会社

(ふりがな) 名　称	主たる業務	主たる業務地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	提出会社との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(ｲ) 乙

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

(ふりがな) 名　称	主たる業務	主たる業務地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	提出会社との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b 外国会社

(ふりがな) 名　称	主たる業務	主たる業務地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合	提出会社との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(ｴ) 提出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（提出会社及び(ｱ)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ｱ 甲

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ｱ) 国内の会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	提出会社との関係	
			%	甲	乙

(ｲ) 外国会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	提出会社との関係	
			%	甲	乙

ｲ 乙

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ｱ) 国内の会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	提出会社との関係	
			%	甲	乙

(ｲ) 外国会社

(ふりがな) 名　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	提出会社との関係	
			%	甲	乙

(6) 提出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ｱ 甲

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			総販売額にふめる割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

ｲ 乙

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			総販売額にふめる割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.00%	

(6) 提出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務の種類	主な取引高	供給会社		購入会社	
		甲又は乙の区分	依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(7) 承継する会社の事業及び分割する会社の分割部分の事業並びに共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務の種類	過去1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は提供を受けている地域	備　考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3 承継後の会社の概要

(1) 承継後の会社に関する事項

(ふりがな) 名　称 (国　籍)	( )	承継後の資本金	百万円 (現地通貨)
代表者の役職及び氏名		承継後の総資産	百万円 (現地通貨)
所　在　地	〒	役員構成の状況	
		兼任役員数	承継後の会社の役員の総数
		甲　人　乙　人 (　人)	人
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	提出会社乙との関係	
主たる事業		設立年月日	
その他の事業		年　月　日	
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上場 → 金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場		

(2) 承継後の会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が若干に100分の50又は100分の20を超える他の会社の有無

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

（ふりがな）名　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

（ふりがな）名　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円 （現地通貨　）	百万円 （現地通貨　）	%

(ⅱ) 承継後の会社の最終親会社の新たな子会社（(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

（ふりがな）名　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

（ふりがな）名　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円 （現地通貨　）	百万円 （現地通貨　）	%

(ⅲ) 承継後の会社に属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（(2)イ、ⅱ(ⅰ)及び(ⅱ)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

（ふりがな）名　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合
			%

イ 外国会社

（ふりがな）名　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合
			%

4 届出会社の国内の市場における地位

(1) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他承継後の会社の最終親会社の新たな子会社又は承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
第　位		%		
第　位	分類項の補足及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
第　位		%		
第　位	分類項の補足及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

(2) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他承継後の会社の最終親会社の新たな子会社又は承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内かつ同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

イ 届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

ウ 承継後の会社の最終親会社の新たな子会社又は承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社

等（ア及びイを除く。）
商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

関係者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　　位		%		
全関係者			社	
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

5　株式分割に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限
	年　月　日

6　その他参考となるべき事項

様式の項目	事　　項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）
1　届出の概要
(1)　届出会社に関する事項の概要
ア　最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
イ　届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。
ウ　区分Cについては、次の区分に応じて記載すること。
(ｲ)　事業の全部を分割しようとする場合にあっては、「□　事業の全部分割」に✓印を付けること。
(ﾛ)　事業の重要部分を分割しようとする場合にあっては、「□　事業の重要部分の分割」に✓印を付けること。
エ　国内売上高合計額とは、法第10条第3項に規定する国内売上高合計額をいう。
オ　国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。
カ　国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「4　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
2　届出会社の概要
(1)　届出会社に関する事項
ア　届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に主たるその他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
イ　届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。
ウ　資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。
エ　総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。
オ　売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。
カ　資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。
キ　届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「4　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、それと異なり事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「4　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
ク　主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。
ケ　「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にあるすべてで、その雇用期間の内容に常雇する旨が書面により明確に示されているものをいい、事業主及び法人の役員等しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。
コ　「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する□に✓印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する取引所金融商品市場しくは同条第8項第3号に規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。
サ　届出会社が国内の会社であって事務上の連絡先の所在地が甲者しくは乙との名称及び所在地と同じである場合又は外国会社であって事務上の連絡先の所在地が甲者しくは乙との名称及び日本国内における支店その他営業所の所在地と同じである場合は、□に✓印を付けることで、その記載を省略することができる。
(2)　届出会社の属する企業結合集団の概要
ア　最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。
イ　子会社とは、法第10条第8項に規定する子会社をいう。
ウ　最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に主たるその他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
エ　最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。
オ　資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。
カ　届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。
A　当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引関係を異にする場合を除く。）。
B　当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。
C　当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。
D　当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
E　当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
F　AからEまでのいずれにも該当しない。
キ　最終親会社の子会社の有無については、該当する□に✓印を付すこと。
ク　主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。
ケ　国内売上高については、法第10条第3項に規定する国内売上高を記載すること。
なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。
コ　議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の役員等欄において「保有する」という。）届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
サ　議決権保有割合は、小数点以下3けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
シ　合弁の記載は、議決権保有割合の多い順とする。
(3)　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が所有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社（届出会社及び当該会社を除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
ウ　主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。
エ　議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
オ　議決権保有割合は、小数点以下3けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
(5)　届出会社の商品又は役務の種類の年間事業規模等（日本国内における事業に限る。）
ア　商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類又一製造業に係るものについては、工業統計調査報告（昭和26年通商産業省令第41号）に基づく工業統計調査対象業分類のみ4けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4けたの分類）に準

属するものとする。
イ　期末決算日における割合は、小数点以下3けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
ウ　事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その概況を具体的に記載すること。
(6)　当該会社間取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　商品又は役務の種類については、(5)に準じて記載すること。
イ　供給（購入）状況又は、供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める当該会社相互間の取引額の比率とする。
(7)　承継する会社の事業及び分割する会社の分割部分の事業双方に共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の種類（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対値があいもの（総仕入額若しくは対値の合計に占める割合が30%以上のものに限定した上で、その中において占める割合が第3位以内のものに若しくは市場占有率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。
3　承継後の会社の概要
(1)　承継後の会社に関する事項
ア　承継後の会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに関連資本については、記載を要しない。
イ　承継後の会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。
ウ　承継後の資本金、承継後の総資産、主たる事業、その他の事業及び取引所金融商品市場への上場の有無については、(3)に準じて記載すること。
エ　新役員数とは、当該会社に属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で承継後の会社の役員を兼任する者の数をいう。（　）内には、兼任役員のうち当該会社の役員又は従業員で承継後の会社の役員を兼任する者の数を記載すること。
オ　当該会社による関与は、(3)に準じて記載すること。
(2)　承継後の会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が表たに100分の50又は100分の20を越える他の会社の有無
ア　承継後の会社が当該吸収分割により他の会社の株式の取得をしようとする場合に記載すること。
イ　該当する□に✓印を付けること。
ウ　他の会社とは、その国内売上高とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円を越えるものをいう。他の会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計する方法は、法第10条第2項に規定する株式取得会社の国内売上高及びその子会社の国内売上高を合計する方法に準ずるものとする。
エ　主たる事業及び総資産については、(3)に準じて記載すること。
オ　主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載欄については、(3)に準じて記載すること。
カ　議決権保有割合とは、承継後の会社が当該取得の後において所有することとなる他の会社の株式に係る議決権の数と、当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等が所有する当該他の会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総数他の会社の総株主の議決権の数にたける割合をいう。
キ　議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
(3)　承継後の会社の最終親会社の新たな子会社（(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を越えるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　最終親会社及び子会社については、(1)に同じ。
ウ　主たる事業及び総資産については、(1)に準じて記載すること。
エ　主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載欄については、(3)に準じて記載すること。
オ　議決権保有割合とは、承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が所有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数にたける割合をいう。
カ　議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
(4)　承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にたける割合が表たに100分の50を越える会社（(2)ア、(2)イ及び(3)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を越えるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　主たる事業については、(3)に準じて記載すること。
ウ　主たる事業地域及び会社の記載欄については、(3)に準じて記載すること。
エ　議決権保有割合とは、承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が所有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数にたける割合をいう。
オ　議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
4　当社会社の国内の市場における地位
ア　最終親会社及び子会社については、(3)に同じ。
イ　供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額があいもの（総販売金額に占める割合が10%以上のものの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占有率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。
ウ　名称欄には、当該会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にたける割合が100分の20を越える会社を含む。）を「企業結合集団甲」と、当社会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にたける割合が100分の20を越える会社を含む。）を「企業結合集団乙」とまとめて記載し、主要な関係者については名称を記載すること。
エ　主要な関係者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については、属性として第3位まで記載すること。また、項目①では、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社については、(5)(ア)に関係なく記載すること。
オ　市場占有率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。
カ　順位については、50位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占有率の記載を省略することができる。
キ　備考欄には、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占有率を内訳として記載すること。その際、承継後の会社の最終親会社の新たな子会社又は承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数にたける割合が表たに100分の30を越える会社となる会社（国内売上高が30億円を越えるものに限る。）については、「企業結合集団甲」に含めて記載することとする。
5　株式分割に関する計画として例えることとする時期の内容及びその期間
株式分割の計画に当たり、毎段の時期を決る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の時期を踏り履行期限が異なる場合は時期ごとに履行期限を記載すること。

様式第１１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第11号（用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。）（平20公取委規・令元.
令5公取委規1・令5公取委3・令8公取委7・一部改正）

独禁法第9条の3第2項の規定による共同株式移転に関する計画届出書

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）
名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条の3第2項の規定により，昭和30年公正取引委員会規則第1号第5条の3第3項に掲げる書類を添え，下記のとおり届け出ます。

記

1　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
設立準拠法		
国内売上高合計額	百万円 （　年　月期末現在）	百万円 （　年　月期末現在）

(2)　共同株式移転により設立する会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名　称 （国　籍）	共同株式移転予定日 年　月　日

(3)　共同株式移転の目的・理由・経緯・方法

2　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

	甲	乙
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
所在地	〒	〒
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資本金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
総資産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年　月　日	年　月　日
決算の時期	月	月
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場	□ 上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場
事務上の連絡先	担当部署	
	所在地　〒 □ 甲の国内における名称及び所在地に同じ	〒 □ 乙の国内における名称及び所在地に同じ
	担当者	
	電話番号　―　―	―　―

(2)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合は イから記載すること。）

	甲	乙
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
設立準拠法		
所在地	〒	〒
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資本金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
総資産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年　月　日	年　月　日
決算の時期	月	月
届出会社との関係	甲　乙	甲　乙
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場	□ 上　場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場

イ　最終親会社の子会社（届出会社を除く。）の有無（国内売上高500億円を超えるものに限る。）

(ｱ)　甲

□ 無

□ 有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

ｉ　国内の会社

（ふりがな） 名　称	主たる事業	主たる事業形成	総資産	国内売上高	議決権保有割合	届出会社との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b　外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権所有割合	提出会社との関係	
			百万円 (現地通貨　)	百万円 (現地通貨　)	%	甲	乙

(イ)　乙

☐　無

☐　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

a　国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権所有割合	提出会社との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b　外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権所有割合	提出会社との関係	
			百万円 (現地通貨　)	百万円 (現地通貨　)	%	甲	乙

(ロ)　提出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（提出会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　甲

☐　無

☐　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア)　国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権所有割合	提出会社との関係	
			%	甲	乙

(イ)　外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権所有割合	提出会社との関係	
			%	甲	乙

イ　乙

☐　無

☐　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア)　国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権所有割合	提出会社との関係	
			%	甲	乙

(イ)　外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	議決権所有割合	提出会社との関係	
			%	甲	乙

(ハ)　提出会社の商品又は役務の機能面の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア　甲

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月度）			総販売額に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

イ　乙

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月度）			総販売額に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

(ニ)　提出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務の機能	主の取引関係	供給会社		購入会社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(ホ)　提出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び技術を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

☐　無

☐　有　→　当該仕入材料及び技術を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務の種類	提出会社間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は提携を受けている地域	備　考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3　共同株式移転により設立する会社の概要

(1)　共同株式移転により設立する会社に関する事項

(ふりがな) 名　　称 (屋　号)　(　　)		設立後の資本金	百万円 (現地通貨　)
代表者の役職及び氏名		設立後の総資産	百万円 (現地通貨　)
所　在　地	〒	役員兼任の状況	
		兼任役員数	設立する会社の役員の総数
日本国内に主たる営業	〒	甲　人 (　人) 乙　人 (　人)	人

所がある場合の会社又は所在地		提出会社との関係	
		甲	乙
主たる事業		設立年月日	
その他の事業		年　月　日	
株式市場金融商品市場等への上場の有無	☐　上　場　→　金融商品市場名　[　　] [　　] ☐　非上場		

(2)　共同株式移転により設立する会社の直接親会社の新たな子会社（提出会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

☐　無

☐　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア　国内の会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権所有割合
			百万円	百万円	%

イ　外国会社

(ふりがな) 名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権所有割合
			百万円 (現地通貨　)	百万円 (現地通貨　)	%

(3)　共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（第結合社、2(2)イ、3(2)及び(2)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

☐　無

☐　有　→　当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア　国内の会社

（ふりがな）名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円	百万円	%

イ　外国会社

（ふりがな）名　　称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権保有割合
			百万円 （現地通貨　　）	百万円 （現地通貨　　）	%

4　届出会社の国内の市場における地位

(1)　届出会社甲が属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が百たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第　1　位		%	—	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
第　　位		%		
第　　位	共同株式移転後の地位及び市場占拠率	%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第　1　位		%	—	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
第　　位		%		
第　　位	共同株式移転後の地位及び市場占拠率	%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

(2)　届出会社甲が属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が百たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内の近かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア　届出会社甲が属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第　1　位		%	—	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

イ　届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第　1　位		%	—	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

ウ　共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が百たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

たに100分の20を超える会社となる会社等（ア及びイを除く。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　考
第　1　位		%	—	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

5　共同株式移転に関する計画として掲げることとする措置の内容及びその期限

掲げることとする措置の具体的内容	掲げることとする措置の履行期限
	年　月　日

6　その他参考となるべき事項

様式の項目	事　　項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1　届出の概要

(1)　届出会社に関する事項の概要

ア　最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

イ　届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

ウ　国内売上高合計額とは、法第10条第3項に規定する国内売上高合計額をいう。

エ　国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。

オ　国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均為替換算時の処理にお

いて用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となる事項」の欄に記載すること。

2　届出会社の概要

(1)　届出会社に関する事項

ア　届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに見地通貨については、記載を要しない。

イ　届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

ウ　資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。

エ　総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。

オ　売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。

カ　資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。

キ　届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等為替時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6　その他参考となる事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6　その他参考となる事項」の欄に記載すること。

ク　主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。

ケ　「特特定子会社等」とは、事業主又は法人に属同関係にある者であって、その賃用契約の内容に電量する旨が確認ないし推測に出されている者をいい、事業主及び法人の役員並びに臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。

コ　「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する□に✓印をつけ、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する取引所金融商品市場等（以下「金融商品取引所」という。）に規定する外国金融商品市場又は同法第2条第8項に規定する店頭売買有価証券市場等（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。

サ　届出会社が国内の会社であって事務上の連絡先の所在地が平常しくは広の名称及び所在地と同じである場合又は外国会社であって事務上の連絡先の所在地が平常しくは広の名称及び日本国内における支店その他営業所の所在地と同じである場合は、□に✓印をつけることで、その記載を省略することができる。

(2)　届出会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。

イ　子会社とは、法第10条第5項に規定する子会社をいう。

ウ　最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに見地通貨については、記載を要しない。

エ　最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

オ　資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、管理使用する企業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。

カ　届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A　当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引関係を異にする場合を除く。）。

B　当該会社は、届出会社の商品又は役務の供給を受けている。

C　当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。

D　当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E　当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F　AからEまでのいずれにも該当しない。

キ　最終親会社が会社の有無については、該当する□に✓印をつけること。

ク　主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。

ケ　国内売上高については、法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。

なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。

コ　議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の企業単位において「保有する」という。）届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

サ　議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

シ　会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(3)　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数で総発行済議決権の数に占める割合が50%を超える会社（届出会社及び(5)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　該当する□に✓印を付けること。

イ　主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ　主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。

エ　議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ　議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4)　届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業規模等（日本国内における事業に限る。）

ア　商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類又は一製造業に係るものについては、二桁統計調査区（昭和24年通商産業省令第41号）に基づく業種別調査単位区分の4けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4けた分類）に準拠するものとする。

イ　商標登録による製品は、小数点以下3けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

ウ　事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

(5)　届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア　商品又は役務の種類については、(4)に準じて記載すること。

イ　仕入（購入）及び販売とは、仕入（購入）会社の当該商品又は役務の取仕入（取購入）額に占める届出会社相互間の取引額の割合をいう。

(6)　届出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び顧客を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア　該当する□に✓印を付けること。

イ　仕入材料及び顧客を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対値が多いもの（面仕入額若しくは対値の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

3　共同株式移転により設立する会社の概要

(1)　共同株式移転により設立する会社に関する事項

ア　共同株式移転により設立する会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに見地通貨については、記載を要しない。

イ　共同株式移転により設立する会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。

ウ　設立後の資本金、総資産の期首額、主たる事業、その他の事業及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、2(1)に準じて記載すること。

エ　新任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で共同株式移転により設立する会社の役員を兼任する者の数をいう。（　）内には、新任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で共同株式移転により設立する会社の役員を兼任する者の数を記載すること。

オ　届出会社との関係については、3(2)に準じて記載すること。

(2)　共同株式移転により設立する会社の最終親会社の者たる子会社（届出会社及び2(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　該当する□に✓印をつけること。

イ　最終親会社及び子会社については、3(2)に同じ。

ウ　主たる事業及び期首資産については、3(2)に準じて記載すること。

エ　主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、3(2)に準じて記載すること。

オ　議決権保有割合とは、共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る

様式第１２号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

議決権の数を合計した数の出資子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ　議決権保有割合は，小数点以下３けたを切捨て入し，小数点以下１けたまで記載すること。

(ロ)　共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50を超える会社（第出会社，ネ(ロ)イ，ネ(ロ)及び(ハ)に該当するものを除く。）の年齢（国内売上高が50億円を超えるものに限る。）

ア　該当する区に○印をつけること。

イ　主たる事業については，ネ(ロ)に準じて記載すること。

ウ　主たる事業地域及び会社の記載欄については，ネ(ロ)に準じて記載すること。

エ　議決権保有割合とは，共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の出資会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ　議決権保有割合は，小数点以下３けたを切捨て入し，小数点以下１けたまで記載すること。

4　第出会社の国内の市場における地位

ア　最終親会社及び子会社については，ネ(ロ)に同じ。

イ　快適する商品又は役務の種類が多数ある場合は，販売金額が多いもの（販売金額に占める割合が50％以上のもの又は同業者の中において占める地位が第３位以内のもの若しくは市場占有率が10％以上のもの）等主要なものについて記載すること。

ウ　名称欄には，第出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）を「企業結合集団甲」，第出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）を「企業結合集団乙」とまとめて記載し，主要な同業者についてはその名称を記載すること。

エ　主要な同業者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については，原則として第３位まで記載すること。また，項(ロ)(ハ)では，名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社については，簡略に簡単なく記載すること。

オ　市場占有率については，独立により記載した場合は，「独立」と付記すること。

カ　順位については，10位以下の場合は，「10位以下」と記載することができる。この場合は，同業者の名称及び市場占有率の記載を省略することができる。

キ　連結欄には，名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社の名称と総資産の市場占有率を列記して記載すること。その際，共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50を超える会社とする会社（国内売上高50億円を超えるものに限る。）については，「企業結合集団甲」に含めて記載することとする。

5　共同株式移転に関する計画として掲ることとする指置の内容及びその期間

共同株式移転の計画に当たり，複数の措置を採る場合は，その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は指置ごとに履行期限を記載すること。

様式第12号（用紙の大きさは，日本産業規格A４とする。）（平25公取委規５・令元.６.28改正，令元公取委規２・令２公取委７・１一部改正）

独禁法第９条の規定による事業等の譲受けに関する計画届出書

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称

代表者の役職　氏名

（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第１号第４条第２項に掲げる書類を添え，下記のとおり届け出ます。

記

1　届出の概要

(1)　譲受会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名　称 （国　籍）（　　）		事業上の連絡先	担当者等	
			所 在 地	〒
設立年月日			担 当 者	
国内売上高合計額	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）		電話番号	－　－
譲り受ける事業又は株式の固定資産の概要		区分	□ 事業の全部の譲受け □ 事業の重要部分の譲受け □ 事業上の固定資産の全部の譲受け □ 事業上の固定資産の重要部分の譲受け	
譲受け後の総資産	百万円 （現地通貨　　）		譲受け予定期日	年　月　日
譲受け後の名称				

(2)　譲渡会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名　称 （国　籍）（　　）		譲渡部分に係る国内売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）

(3)　譲受けの目的・理由・経緯・方法

2　譲受会社及び譲渡会社の概要

(1)　譲受会社及び譲渡会社に関する事項

	譲受会社　甲	譲渡会社　(1)
（ふりがな） 名　称 （国　籍）	（　　）	（　　）
所 在 地	〒	〒
日本国内に営ぎの総営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資 本 金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
総 資 産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）

売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年　月　日	年　月　日
決算の時期	月	月
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場	□ 上場→金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場

(ii) 譲り受ける事業又は事業上の固定資産の内容

ア 内容の説明

イ 所在地、数量、帳簿価格等の明確な表示

(b) 譲受会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社の概要（譲受会社が最終親会社である場合は イから記載すること。）

（ふりがな） 名称 （国籍）	（　　）	資本金	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
設立年月日			
所在地	〒	総資産	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）

日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	売上高	百万円 （現地通貨　　） （　年　月期末現在）
主たる事業		譲受会社との関係	譲渡会社との関係
その他の事業		設立年月日	年　月　日
常時使用する従業員数	人	決算の時期	月
取引所金融商品市場等への上場の有無	□ 上場 → 金融商品市場名 【　　】 【　　】 □ 非上場		

イ 最終親会社の子会社（譲受会社を除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(i) 国内の会社

（ふりがな）名称	主たる事業	主たる事業地域	設立年度	資本金	国内売上高	議決権所有割合	譲受会社又は譲渡会社との関係	
				百万円	百万円	%	甲	乙

(ii) 外国会社

（ふりがな）名称	主たる事業	主たる事業地域	設立年度	資本金	国内売上高	議決権所有割合	譲受会社又は譲渡会社との関係	
				百万円 （現地通貨　）	百万円 （現地通貨　）	%	甲	乙

(c) 譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の30を超える会社（譲受会社及び(b)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

（ふりがな）名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	譲受会社又は譲渡会社との関係	
			%	甲	乙

イ 外国会社

（ふりがな）名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	譲受会社又は譲渡会社との関係	
			%	甲	乙

(b) 譲受会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			総販売額に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（計）	百万円	100.0%	

(c) 譲渡会社の譲渡対象部分に係る商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務の種類	年間事業実績（　年　月期）			総販売額に占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（計）	百万円	100.0%	

(d) 譲受会社甲と譲渡会社乙との相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務の種類	他の取引関係	納給会社		購入会社	
		百万円以上の区分	依存度	百万円以上の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(e) 譲受会社甲の事業及び譲受対象部分の事業の双方に共通又は相互に関連する仕入材料及び業務を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

□ 無

□ 有 → 当該仕入材料及び請負を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務の種類	最近1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は業務を受けている地域	備考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3 譲受会社及び譲渡会社の国内の市場における地位

(1) 譲受会社甲に属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の30を超える会社を含む。）と譲渡会社乙の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務（譲受対象部分に限る。）について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名称	市場占有率	第1位との格差	備考
第1位		%	－	

第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
第　位		%		
第　位	事業等譲受け後の地位及び市場占拠率	%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
第　位		%		
第　位	事業等譲受け後の地位及び市場占拠率	%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

(2) 譲受会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）と譲受会社乙との間で，国内の同一の事業活動が分岐かしくかかわり同一の商品若しくは役務（「ビ」については譲渡対象部分に限る。）について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア　譲受会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

イ　譲受会社乙

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第1位との格差	備　　考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第　位		%		
企業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

4　事業等の譲受けに関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限
	年　月　日

5　その他参考となるべき事項

様式の項目	事　　項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は，様式の項目番号による。）

1　届出の概要

(1) 譲受会社に関する事項の概要

ア　商号を届出日で名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

イ　譲受会社が外国会社である場合は，名称の欄の（ ）内に，国籍を付記すること。

ウ　国内売上高合計額とは，法第10条第3項に規定する国内売上高合計額をいう。

エ　国内売上高合計額については，百万円未満を切り捨てること。

オ　国内売上高を算出する際には，売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「5　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

カ　区分については，次の区分に応じて記載すること。

(ｲ) 会社の事業の全部の譲受けをしようとする場合にあっては，「□　事業の全部の譲受け」に✓印を付すこと。

(ﾛ) 会社の事業の重要部分の譲受けをしようとする場合にあっては，「□　事業の重要部分の譲受け」に✓印を付すこと。

(ﾊ) 会社の事業上の固定資産の全部の譲受けをしようとする場合にあっては，「□　事業上の固定資産の全部の譲受け」に✓印を付すこと。

(ﾆ) 会社の事業上の固定資産の重要部分の譲受けをしようとする場合にあっては，「□　事業上の固定資産の重要部分の譲受け」に✓印を付すこと。

(2) 譲受会社に関する事項の概要

譲受部分に係る国内売上高は，(1)に準じて記載すること。

2　譲受会社及び譲渡会社の概要

(1) 譲受会社及び譲渡会社に関する事項

ア　譲受会社又は譲渡会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地及びに現地通貨については，記載を要しない。

イ　譲受会社又は譲渡会社が外国会社である場合は，名称の欄の（ ）内に，国籍を付記すること。

ウ　資本金は，最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。

エ　総資産は，最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。

オ　売上高は，最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。

カ　資本金，総資産及び売上高については，百万円未満を切り捨てること。

キ　譲受会社又は譲渡会社が外国会社である場合，資本金，総資産及び売上高については，期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「5　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は，その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし，やむを得ない事情がある場合は，連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は，連結決算書による総資産であることを「5　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

ク　主たる事業は，国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は，主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。

ケ　「常時使用する従業員」とは，事業主又は法人と雇用関係にあるもので，その雇用期間の内容に常雇する旨が確認され，内閣に示されている者をいい，事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。

コ　「取引所金融商品市場等への上場の有無」については，該当する□に✓印を付し，譲受会社及び譲渡会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第28条第7項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は，取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は，そのすべてを記載すること。

(2) 譲受会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社とは，譲受会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい，譲受会社に親会社がない場合は，当該譲受会社をいう。

イ　子会社とは，法第10条第8項に規定する子会社をいう。

ウ　最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
エ　最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の（　）内に、国籍を付記すること。
オ　資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。
カ　譲受会社又は譲渡会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。
A　当該会社と譲受会社（譲渡会社）は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。
B　当該会社は、譲受会社（譲渡会社）から商品又は役務の供給を受けている。
C　当該会社は、譲受会社（譲渡会社）に商品又は役務を供給している。
D　当該会社と譲受会社（譲渡会社）は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
E　当該会社と譲受会社（譲渡会社）は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
F　AからEまでのいずれにも該当しない。
キ　最終親会社の子会社の有無については、該当する□に✓印を付すこと。
ク　主たる事業内容は、主たる事業について記載すること。
ケ　国内売上高については、応募日の直前3年に確定する国内売上高を記載すること。
なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。
コ　議決権保有割合とは、譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の役員事項において「保有する」という。）譲受会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
サ　議決権保有割合は、小数点以下3けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

シ　合社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。
(9)　譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が所有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社（譲受会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
ウ　主たる事業地域、譲受会社又は譲渡会社との関係及び会社の記載順については、(5)に準じて記載すること。
エ　議決権保有割合とは、譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が所有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
オ　議決権保有割合は、小数点以下3けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
(10)　譲受会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）
ア　商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類又は一製造業に供するものについては、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第41号）に基づく工業統計調査用産業分類の4けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4けた分類）に準拠するものとする。
イ　総販売額に占める割合は、小数点以下3けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
ウ　事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その概況を具体的に記載すること。
(11)　譲渡会社の譲渡対象部分に係る商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）
商品又は役務の種類、総販売額に占める割合及び事業地域については、以下に準じて記載すること。
(7)　譲受会社甲と譲渡会社乙との相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　商品又は役務の種類については、(5)に準じて記載すること。
イ　供給（購入）品目及とは、供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給

（総購入）額にみる譲受会社甲と譲渡会社乙との相互間の取引額の割合をいう。
(8)　譲受会社甲の事業及び譲受対象部分の事業の実力に共通又は相互に関連する仕入材料又は部品を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　該当する□に✓印を付けること。
イ　仕入材料及び部品を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの（総仕入額又は対価の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が3位以内のもの若しくは市場占有率が10%以上のもの）等主要なものについて比べて記載すること。
3　譲受会社及び譲渡会社の国内の市場における地位
ア　最終親会社及び子会社については、2(5)に準じ。
イ　供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの（総販売金額にみる割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占有率が10%以上のもの）等主要なものについて比べて記載すること。
ウ　名称欄には、譲受会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の50を超える会社を含む。）を「譲受会社甲等」とまとめて記載すること。また、譲渡会社を「譲渡会社乙」と記載し、主要な関係者についてはその名称を記載すること。
エ　主要な関係者（名称欄で記載した「譲受会社甲等」に含まれる会社及び譲渡会社を除く。）については、原則として第3位まで記載すること。また、保証(1)では、名称欄で記載した「譲受会社甲等」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。
オ　市場占有率については、独定により記載した場合は、「独定」と付記すること。
カ　順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占有率の記載を省略することができる。
キ　備考欄には、名称欄で記載した「譲受会社甲等」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占有率を内訳として記載すること。
4　事業等の譲受けに関する計画として報告することとする施策の内容及びその期限

事業等の譲受けの計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の施策を採り履行期限が異なる場合は施策ごとに履行期限を記載すること。

様式第１３号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第13号（用紙の大きさは，日本産業規格A４とする。）（平25公取規3・一部改，令5.6.30施行・令5.6.30経過措置）

公　株第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

届　出　受　理　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第３項（同条第５項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により，令和　　年　　月　　日に提出された下記の株式取得に関する計画届出書は，令和　　年　　月　　日受理しました。

記

注意

1　この受理の日から30日を経過するまでは，株式取得をしてはならない。ただし，公正取引委員会は，その必要があると認める場合には，当該期間を短縮することができる。

なお，当委員会は，貴社に対し，この受理の日から30日の間に報告等を求めることがある。

2　届出後株式取得の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は，変更報告書（様式第38号）により当委員会に報告しなければならない。

3　届出後株式取得の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて当委員会に株式取得に関する計画を届け出なければならない。

4　株式取得の効力が生じたときは，遅やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第39号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第１４号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第14号（用紙の大きさは，日本産業規格A４とする。）（平25公取規3・一部改，令5.6.30施行・令5.6.30経過措置）

公　合第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

届　出　受　理　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第２項の規定により，令和　　年　　月　　日に提出された下記の合併に関する計画届出書は，令和　　年　　月　　日受理しました。

記

注意

1　この受理の日から30日を経過するまでは，合併をしてはならない。ただし，公正取引委員会は，その必要があると認める場合には，当該期間を短縮することができる。

なお，当委員会は，貴社に対し，この受理の日から30日の間に報告等を求めることがある。

2　届出後合併の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は，変更報告書（様式第38号）により当委員会に報告しなければならない。

3　届出後合併の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて当委員会に合併に関する計画を届け出なければならない。

4　合併の効力が生じたときは，遅やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第38号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第１５号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第15号（用紙の大きさは，日本産業規格A４とする。）（平25公取規3・一部改，令5.6.30施行・令5.6.30経過措置）

公　共分第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

届　出　受　理　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の２第３項の規定により，令和　　年　　月　　日に提出された下記の共同新設分割に関する計画届出書は，令和　　年　　月　　日受理しました。

記

注意

1　この受理の日から30日を経過するまでは，共同新設分割をしてはならない。ただし，公正取引委員会は，その必要があると認める場合には，当該期間を短縮することができる。

なお，当委員会は，貴社に対し，この受理の日から30日の間に報告等を求めることがある。

2　届出後共同新設分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は，変更報告書（様式第38号）により当委員会に報告しなければならない。

3　届出後共同新設分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて当委員会に共同新設分割に関する計画を届け出なければならない。

4　共同新設分割の効力が生じたときは，遅やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第38号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第１６号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第16号（用紙の大きさは，日本産業規格A４とする。）（平25公取規3・一部改，令5.6.30施行・令5.6.30経過措置）

公　吸分第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

届　出　受　理　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の２第３項の規定により，令和　　年　　月　　日に提出された下記の吸収分割に関する計画届出書は，令和　　年　　月　　日受理しました。

記

注意

1　この受理の日から30日を経過するまでは，吸収分割をしてはならない。ただし，公正取引委員会は，その必要があると認める場合には，当該期間を短縮することができる。

なお，当委員会は，貴社に対し，この受理の日から30日の間に報告等を求めることがある。

2　届出後吸収分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は，変更報告書（様式第38号）により当委員会に報告しなければならない。

3　届出後吸収分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて当委員会に吸収分割に関する計画を届け出なければならない。

4　吸収分割の効力が生じたときは，遅やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第38号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第１７号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第17号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平25公取令3・一部改正）
令元公取令1・令元公取令3・一部改正）

公　共移第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

届　出　受　理　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条の３第３項の規定により，令和　　年　　月　　日に提出された下記の共同株式移転に関する計画届出書は，令和　　年　　月　　日受理しました。

記

改変

1　この受理の日から30日を経過するまでは，共同株式移転をしてはならない。ただし，公正取引委員会は，その必要があると認める場合には，当該期間を短縮することができる。
なお，当委員会は，貴社に対し，この受理の日から30日の間に報告等を求めることがある。
2　届出後共同株式移転の効力が生ずるまでに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は，変更報告書（様式第35号）により当委員会に報告しなければならない。
3　届出後共同株式移転の効力が生ずるまでに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて当委員会に共同株式移転に関する計画を届け出なければならない。
4　共同株式移転の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第39号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第１８号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第18号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平25公取令3・一部改正）
令元公取令1・令元公取令3・一部改正）

公　譲第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

届　出　受　理　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第３項の規定により，令和　　年　　月　　日に提出された下記の事業等の譲受けに関する計画届出書は，令和　　年　　月　　日受理しました。

記

改変

1　この受理の日から30日を経過するまでは，事業等の譲受けをしてはならない。ただし，公正取引委員会は，その必要があると認める場合には，当該期間を短縮することができる。
なお，当委員会は，貴社に対し，この受理の日から30日の間に報告等を求めることがある。
2　届出後事業等の譲受けの効力が生ずるまでに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は，変更報告書（様式第35号）により当委員会に報告しなければならない。
3　届出後事業等の譲受けの効力が生ずるまでに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて当委員会に事業等の譲受けに関する計画を届け出なければならない。
4　事業等の譲受けの効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第39号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第１９号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第19号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平25公取令3・16N.
令元公取令1・令元公取令3・令２公取令1・一部改正）

株式取得変更報告書

年　　月　　日

公正取引委員会　殿

（届出会社の）
住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第１号第７条第３項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　　月　　日付け公　株第　　号をもって受理された標記会社の株式取得は，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

改変

1　届出後株式取得の効力が生ずるまでに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて公正取引委員会に株式取得に関する計画を届け出なければならない。
2　株式取得の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第35号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第２０号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第20号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平25公取令3・16N.
令元公取令1・令元公取令3・令２公取令1・一部改正）

合併変更報告書

年　　月　　日

公正取引委員会　殿

（届出会社の）
住所
名称
代表者の役職・氏名
住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第１号第７条第３項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　　月　　日付け公　合第　　号をもって受理された標記会社の合併は，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

改変

1　届出後合併の効力が生ずるまでに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて公正取引委員会に合併に関する計画を届け出なければならない。
2　合併の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第35号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第２１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第21号（用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。）（平21公取規15・追加，令元公取規1・令元公取規3・令3公取規7・一部改正）

共同新設分割変更報告書

年　月　日

公正取引委員会殿

（届出会社の）
住所
名称
代表者の役職・氏名
住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　共分割　　号をもって受理された標記会社の共同新設分割は，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意
1　届出後共同新設分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて公正取引委員会に共同新設分割に関する計画を届け出なければならない。
2　共同新設分割の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第27号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第２２号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第22号（用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。）（平21公取規15・追加，令元公取規1・令元公取規3・令3公取規7・一部改正）

吸収分割変更報告書

年　月　日

公正取引委員会殿

（届出会社の）
住所
名称
代表者の役職・氏名
住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　吸分割　　号をもって受理された標記会社の吸収分割は，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意
1　届出後吸収分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて公正取引委員会に吸収分割に関する計画を届け出なければならない。
2　吸収分割の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第28号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第２３号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第23号（用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。）（平21公取規15・追加，令元公取規1・令元公取規3・令3公取規7・一部改正）

共同株式移転変更報告書

年　月　日

公正取引委員会殿

（届出会社の）
住所
名称
代表者の役職・氏名
住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　共移転　　号をもって受理された標記会社の共同株式移転は，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意
1　届出後共同株式移転の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて公正取引委員会に共同株式移転に関する計画を届け出なければならない。
2　共同株式移転の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第29号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第２４号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第24号（用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。）（平21公取規15・追加，令元公取規1・令元公取規3・令3公取規7・一部改正）

事業等の譲受け変更報告書

年　月　日

公正取引委員会殿

（届出会社の）
住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　譲受　　号をもって受理された標記会社の事業等の譲受けは，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意
1　届出後事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて公正取引委員会に事業等の譲受けに関する計画を届け出なければならない。
2　事業等の譲受けの効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第30号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第２５号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第25号（用紙の大きさは，日本産業規格A４とする。）（平21公取令6・追加，令元公取令1・令元公取令3・令3公取令7・一部改正）

株式取得完了報告書

年　月　日

公正取引委員会殿

（届出会社の）
住所
名称
代表者の役職氏名

昭和25年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　株第　　号をもって受理された標記会社の株式取得は，　年　月　日効力が生じました。
なお，届出後株式取得の効力が生じたときまでに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第２６号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第26号（用紙の大きさは，日本産業規格A４とする。）（平21公取令6・追加，平22公取令1・令3公取令7・一部改正，令元公取令1・令元公取令3・令3公取令7・一部改正）

合併完了報告書

年　月　日

公正取引委員会殿

（合併後の存続会社又は新設会社の）
住所
名称
代表者の役職氏名

昭和25年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　合株　　号をもって受理された標記会社の合併は，　年　月　日効力が生じました。
なお，届出後合併の効力が生じたときまでに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第２７号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

様式第27号（用紙の大きさは，日本産業規格A４とする。）（平21公取令6・追加，平22公取令1・令3公取令7・一部改正，令元公取令1・令元公取令3・令3公取令7・一部改正）

共同新設分割完了報告書

年　月　日

公正取引委員会殿

（届出会社の）
住所
名称
代表者の役職氏名
住所
名称
代表者の役職氏名

昭和25年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　共分株　　号をもって受理された標記会社の共同新設分割は，　年　月　日効力が生じました。
なお，届出後共同新設分割の効力が生じたときまでに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第２８号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

様式第28号（用紙の大きさは，日本産業規格A４とする。）（平21公取令6・追加，平22公取令1・令3公取令7・一部改正，令元公取令1・令元公取令3・令3公取令7・一部改正）

吸収分割完了報告書

年　月　日

公正取引委員会殿

（承継会社の）
住所
名称
代表者の役職氏名

昭和25年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　吸分株　　号をもって受理された標記会社の吸収分割は，　年　月　日効力が生じました。
なお，届出後吸収分割の効力が生じたときまでに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第２９号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第29号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規3・追加，令元公取規1・令元公取規3・令3公取規7・一部改正）

共同株式移転完了報告書

年　月　日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（国出会社の）
住所
名称
代表者の役職氏名
住所
名称
代表者の役職氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　共移第　　号をもって受理された標記会社の共同株式移転は，　　年　月　日効力が生じました。
なお，国出株共同株式移転の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第３０号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第30号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規3・追加，平22公取規3・一部改正，平31公取規3・令和2年7・一部改正，令元公取規3・令元公取規7・令3公取規7・一部改正）

事業等の譲受け完了報告書

年　月　日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（譲受会社の）
住所
名称
代表者の役職氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により，下記のとおり報告します。

記

年　月　日付け公　譲第　　号をもって受理された標記会社の事業等の譲受けは，　　年　月　日効力が生じました。
なお，国出株事業等の譲受けの効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第３１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第31号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規3・追加，平22公取規3・令元公取規1・令元公取規3・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

報 告 等 要 請 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独」という。）第10条第3項（同条第5項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により通知され，令和　年　月　日付け公　技第　　号をもって受理した貴社の株式取得に関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について報出してください。

記

改変　公正取引委員会が，法第10条第9項に定めるところにより，法第17条の2の規定により当該株式取得に関する計画に関し必要な措置を命ずるため，法第50条第1項の規定による通知をする場合には，令和　年　月　日から130日を経過した日までの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第３２号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第32号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規3・追加，平22公取規3・令元公取規1・令元公取規3・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

報 告 等 要 請 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独」という。）第15条第2項の規定により通知され，令和　年　月　日付け公　合第　　号をもって受理した貴社の合併に関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について報出してください。

記

改変　公正取引委員会が，法第15条第3項において読み替えて準用する法第10条第9項に定めるところにより，法第17条の2の規定により当該合併に関する計画に関し必要な措置を命ずるため，法第50条第1項の規定による通知をする場合には，令和　年　月　日から130日を経過した日までの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第３３号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第３３号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平27公取規則３・全改，平29公取規則１・令元公取規則２・一部改正）

公　　第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報告等要請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第15条の２第３項の規定により届出された，令和　　年　　月　　日付け公　共分第　　号をもって提出した貴社の共同新設分割に関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について提出してください。

記

改変　公正取引委員会が，法第15条の２第４項において読み替えて準用する法第10条第９項に定めるところにより，法第17条の３の規定により当該共同新設分割に関する計画に関し必要な報告を命ずるため，法第50条第１項の規定による通知をする場合には，令和　　年　　月　　日から120日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から60日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第３４号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第３４号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平27公取規則３・全改，平29公取規則１・令元公取規則２・一部改正）

公　　第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報告等要請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第15条の２第３項の規定により届出された，令和　　年　　月　　日付け公　吸分第　　号をもって提出した貴社の吸収分割に関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について提出してください。

記

改変　公正取引委員会が，法第15条の２第４項において読み替えて準用する法第10条第９項に定めるところにより，法第17条の３の規定により当該吸収分割に関する計画に関し必要な報告を命ずるため，法第50条第１項の規定による通知をする場合には，令和　　年　　月　　日から120日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から60日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第３５号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第３５号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平27公取規則３・全改，平29公取規則１・令元公取規則２・一部改正）

公　　第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報告等要請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第15条の３第３項の規定により届出された，令和　　年　　月　　日付け公　共株第　　号をもって受理した貴社の共同株式移転に関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について提出してください。

記

改変　公正取引委員会が，法第15条の３第３項において読み替えて準用する法第10条第９項に定めるところにより，法第17条の３の規定により当該共同株式移転に関する計画に関し必要な報告を命ずるため，法第50条第１項の規定による通知をする場合には，令和　　年　　月　　日から120日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から60日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第３６号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第３６号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平27公取規則３・全改，平29公取規則１・令元公取規則２・一部改正）

公　　第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報告等要請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第16条第２項の規定により届出された，令和　　年　　月　　日付け公　議第　　号をもって受理した貴社の事業等の譲受けに関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について提出してください。

記

改変　公正取引委員会が，法第16条第３項において読み替えて準用する法第16条第９項に定めるところにより，法第17条の３の規定により当該事業等の譲受けに関する計画に関し必要な報告を命ずるため，法第50条第１項の規定による通知をする場合には，令和　　年　　月　　日から120日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から60日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第３７号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第 37 号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規則３・追加，平25公取規則１・令元公取規則２・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

報告等受理書

令和　年　月　日付け公　第　　号をもって提議した貴社の株式取得に関する計画に関する報告等は，令和　年　月　日受理しました。
なお，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第９項に定めるところにより，公正取引委員会が，同法第17条の３の規定により当該株式取得に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第49条第１項の規定による通知をすることができる期間は，令和　年　月　日までとなります。

様式第３８号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第 38 号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規則３・追加，平25公取規則９・平27公取規則１・一部改正，平31公取規則13・令和元年公取規則３・令和５公取規則２・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

報告等受理書

令和　年　月　日付け公　第　　号をもって提議した貴社の合併に関する計画に関する報告等は，令和　年　月　日受理しました。
なお，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第９項において読み替えて準用する同法第10条第９項に定めるところにより，公正取引委員会が，同法第17条の３の規定により当該合併に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第49条第１項の規定による通知をすることができる期間は，令和　年　月　日までとなります。

様式第３９号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

様式第 39 号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規則３・追加，平25公取規則９・平27公取規則１・一部改正，平31公取規則13・令和元年公取規則３の２項ア・一部改正，平27公取規則５・令元公取規則３・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

報告等受理書

令和　年　月　日付け公　第　　号をもって提議した貴社の共同新設分割に関する計画に関する報告等は、令和　年　月　日受理しました。
なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条の２第４項において読み替えて準用する同法第10条第９項に定めるところにより，公正取引委員会が，同法第17条の３の規定により当該共同新設分割に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第49条第１項の規定による通知をすることができる期間は，令和　年　月　日までとなります。

様式第４０号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

様式第 40 号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規則３・追加，平25公取規則９・平27公取規則１・一部改正，平31公取規則13・令和元年公取規則３の２項ア・一部改正，平27公取規則５・令元公取規則３・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

報告等受理書

令和　年　月　日付け公　第　　号をもって提議した貴社の吸収分割に関する計画に関する報告等は、令和　年　月　日受理しました。
なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条の２第４項において読み替えて準用する同法第10条第９項に定めるところにより，公正取引委員会が，同法第17条の３の規定により当該吸収分割に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第49条第１項の規定による通知をすることができる期間は、令和　年　月　日までとなります。

様式第４１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第 41 号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規則３・追加，平22公取規則１・令元公取規則２・一部改正）

公　第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報告等受理書

令和　　年　　月　　日付け公　第　　号をもって提出した貴社の共同株式移転に関する計画に関する報告等は，令和　　年　　月　　日受理しました。

なお，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条の３第３項において読み替えて準用する同法第16条第９項に定めるところにより，公正取引委員会が，同法第17条の３の規定により当該共同株式移転に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第50条第１項の規定による通知をすることができる期間は，令和　　年　　月　　日までとなります。

様式第４２号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第 42 号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規則３・追加，平22公取規則１・一部改正，平23公取規則３・印紙税廃止等関下で一部改正，平27公取規則３・令元公取規則１・令和公取規則２・一部改正）

公　第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報告等受理書

令和　　年　　月　　日付け公　第　　号をもって提出した貴社の事業等の譲受けに関する計画に関する報告等は，令和　　年　　月　　日受理しました。

なお，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第３項において読み替えて準用する同法第16条第９項に定めるところにより，公正取引委員会が，同法第17条の３の規定により当該事業等の譲受けに関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第50条第１項の規定による通知をすることができる期間は，令和　　年　　月　　日までとなります。

様式第４３号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第 43 号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規則３・追加，平22公取規則１・令元公取規則２・一部改正）

公　第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第２項（同条第５項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出された，令和　　年　　月　　日付け公　報第　　号をもって受理した貴社の株式取得に関する計画については，同法第50条第１項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則第１号第９条の規定により，その旨を通知します。

様式第４４号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第 44 号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平21公取規則３・追加，平22公取規則１・令元公取規則２・一部改正）

公　第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第２項の規定により提出された，令和　　年　　月　　日付け公　合第　　号をもって受理した貴社の合併に関する計画については，同法第50条第１項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則第１号第９条の規定により，その旨を通知します。

様式第４５号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第45号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平27公取規3・追加，平31公取規1・令元公取規2・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の３第３項の規定により提出された，令和　年　月　日付け公　共分第　　号をもって受理した貴社の共同新設分割に関する計画については，同法第10条第１項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則１号第９条の規定により，その旨を通知します。

様式第４６号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第46号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平27公取規3・追加，平31公取規1・令元公取規2・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の３第３項の規定により提出された，令和　年　月　日付け公　株分第　　号をもって受理した貴社の株式分割に関する計画については，同法第10条第１項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則１号第９条の規定により，その旨を通知します。

様式第４７号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第47号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平27公取規3・追加，平31公取規1・令元公取規2・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の３第３項の規定により提出された，令和　年　月　日付け公　共移第　　号をもって受理した貴社の共同株式移転に関する計画については，同法第10条第１項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則１号第９条の規定により，その旨を通知します。

様式第４８号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第48号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）（平27公取規3・追加，平31公取規1・令元公取規2・一部改正）

公　第　　号
令和　年　月　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の３第３項の規定により提出された，令和　年　月　日付け公　議第　　号をもって受理した貴社の事業等の譲受けに関する計画については，同法第10条第１項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則１号第９条の規定により，その旨を通知します。